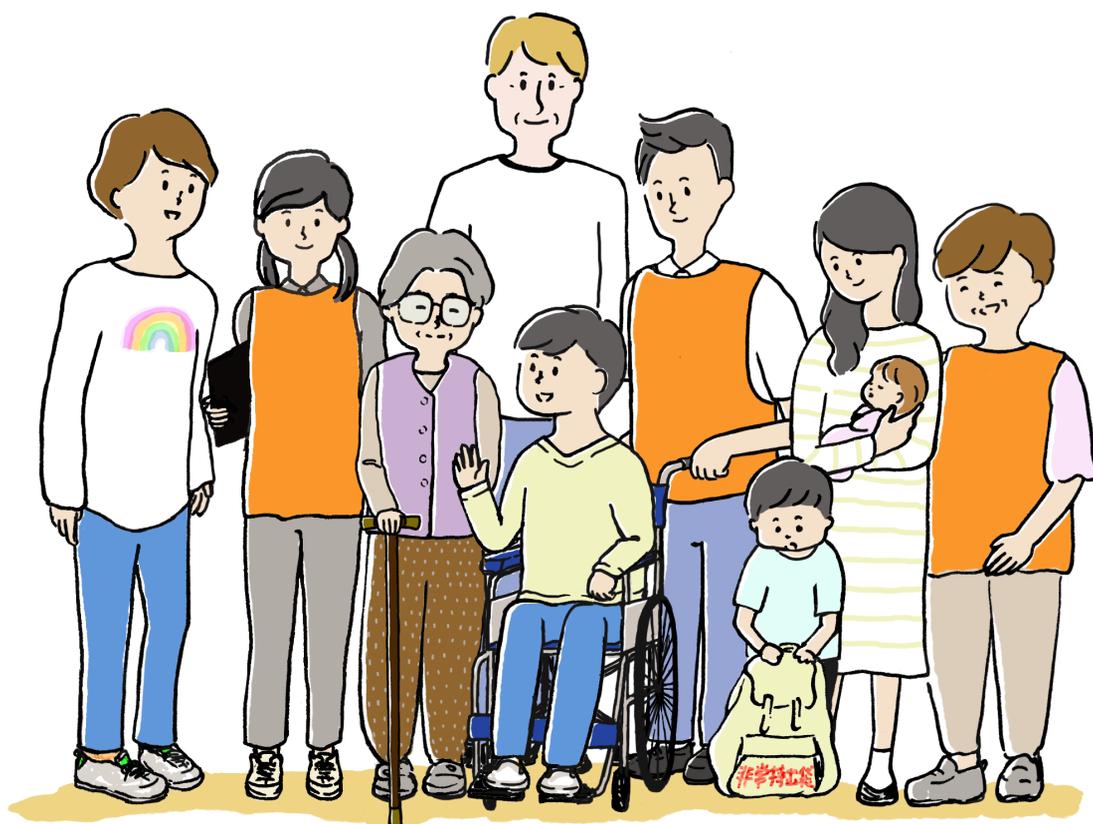


# 男女共同参画の視点を取り入れた 災害時避難所運営の手引き



避難所を利用する多くの方は、配慮が必要な方です。  
避難所の開設・運営に、多様な方が関われる仕組みをつくり、  
安全・安心な避難所を話し合いながら作りましょう。

## 第Ⅰ章 はじめに

①	はじめに	1
②	手引きの使い方	3
③	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の必要性	4
	(1) 直近の事例を受けての課題と必要性	4

## 第Ⅱ章 災害発生時の対応

①	避難所の開設	6
	(1) 避難所の安全確認	7
	(2) 女性参画を視野に入れた避難所運営のための組織の立ち上げと注意点	7
	①避難所の運営のヒント ～多様な視点を取り入れるための組織編成等～	7
	②各活動班の役割	8
	(3) 避難所のレイアウト例（避難所開設時）	10
②	避難所運営の体制づくり	12
	(1) 運営本部の設置 ～住民主体の避難所運営～	12
	(2) 避難者の把握	12
	①避難者カードの記入	13
	(3) 安全・安心な空間の確保	
	～プライバシー保護や性暴力・性被害の防止等～	14
	①避難所のレイアウト例（避難所開設3日目ごろから）	14
	②避難所の環境改善	16
	a. 間仕切り	16
	b. 物干し場	17
	c. 誰でも使えるトイレ・更衣室	17
	d. 衛生面の配慮	18
	e. 健康面の配慮	18
	f. 寝床の改善	18
	③女性専用スペースの設置	19
	④子どものスペースや学習スペースの設置	19
	⑤託児・託老所の設置	20
	⑥性暴力・性被害を防止するための対策	21
	⑦トイレ（排泄）	22
	(4) 支援物資等の仕分けや管理	26
	①避難者の共同作業による運営～性別や年齢で役割分担をしない～	27
	②在宅避難者への物資の配布	27
	(5) 心のケア	28
	①女性の困難	28
	②男性の困難	29

③相談しやすい体制づくり	30
<b>3 多様性への配慮</b>	30
(1) 多様な方が避難する避難所	31
①妊産婦	31
②乳幼児や乳幼児を育てている家族	32
③介護が必要な高齢者・障害者とそのケア者	33
④DV被害者	35
⑤LGBTs（性的マイノリティ）の方	35
⑥外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方	36
(2) 多様なニーズの積極的な掘り起し	37
(3) 女性もリーダーとして活躍できる環境づくり	38
(4) 環境改善への取組	38

### 第III章 平常時の準備

<b>1 安全・安心な避難所をつくるために、日ごろから取り組めること</b>	40
(1) 住民主体の生活の視点による運営	40
(2) 住民主体の運営組織の作り方	40
①普段からのコミュニケーションの大切さ	40
②女性の「主体的な担い手」としての位置付け	41
③避難所運営のための組織づくりの留意点	41
(3) 定期的な避難訓練、学習会の実施	42
①こんな研修してみませんか！	42
②実践に学ぶ！	43

### 第IV章 さいごに

<b>1 これからの取組</b>	45
------------------	----

### 第V章 チェックリスト・関係資料

<b>1 簡易チェックリスト</b>	
～災害時の発生対応から平常時の準備までのポイント～	46
<b>2 備蓄品・非常持出袋（女性版・乳幼児版・妊婦版）</b>	50
<b>3 相談窓口</b>	51
<b>4 災害フェーズにおける</b>	
「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営業務」の流れ	52
<b>5 参考資料</b>	54
(1) 避難者受付簿・避難者カード（佐賀県版）	
(2) 避難所開設チェックリスト	
(3) 災害時の赤ちゃんの栄養	

- (4) 暴力予防のための掲示（配布）物
- (5) 多様な性について考えよう～性的指向と性自認～
- (6) 災害用トイレの特徴と留意点
- (7) トイレを衛生的に保つ方法
- (8) リクエスト票「育児・介護・介助・女性関連物資の要望についてのアンケート」
- (9) 被災者支援チェックリスト
- (10) 「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」の紹介
- (11) 佐賀県地域防災計画（H31.3.22 修正版）より男女共同参画に関する記述の抜粋（一部）

<b>6</b>	<b>多様性に配慮した避難所運営のための参考情報</b> -----	<b>80</b>
<b>7</b>	<b>避難所の感染症対策のための参考情報</b> -----	<b>81</b>
<b>8</b>	<b>引用・参考文献</b> -----	<b>81</b>

## 第1章 はじめに

### 1 はじめに

2016年（平成28年）4月14日と16日に発生した熊本地震では、関連死認定された犠牲者は、直接死の4倍以上にのぼりました。守ることができた命を、その後の避難生活で失うことになってしまった原因は何だったのでしょうか。

私たちは、災害での対応を考えるとときに市民、被災者という言葉で支援が必要な人々をひと括りにしがちです。しかし、性別、性的指向や性自認（性の自己認識）、障害の有無、年齢によって必要な支援が異なることが最近の災害では明らかになってきています。そして、それらの違いに細かに対応していくことで、被害を小さくとどめることができることもわかってきました。

そこで、佐賀県立男女共同参画センターでは、佐賀県からの委託を受け、平成30年度に「災害時避難所マニュアル情報提供事業」を実施し、災害時における男女共同参画の視点による取組を推進するため、県内外で策定されている災害時避難所マニュアルをもとに、県内20市町に対して男女共同参画の視点を盛り込んだ災害時避難所マニュアルの情報提供を行いました。

その中で、避難所マニュアルの作成状況について聞き取りを行ったところ、避難所マニュアルの中に男女共同参画の視点を盛り込んでいる市町はまだ少なく、また、必要性を感じているものの、今すぐに取り組むことは厳しいとの声がありました。

そのため、県内の避難所開設・運営に携わる市町職員や地域の自主防災組織等の役員等が活用できる「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」について、下記の基本方針をもとに作成しました。

**基本方針** 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の住民による自主運営を前提とします。

- ①避難所開設・運営等のあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れます。とくに、ケア役割の問題と深く関係している高齢者・障害者の介護・介助、在宅避難等について取り上げます。
- ②避難所開設・運営等のあらゆる場面において、多様性に配慮します。これまで、見落とされがちな「女性の困難」「男性の困難」「乳幼児や乳幼児を育てている家族」「LGBTs（性的マイノリティ）の方」「外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方」等に重点的に配慮します。
- ③性暴力・性被害を発生させない人権を重視した安全・安心な避難所運営を目指します。
- ④平常時の啓発・研修・訓練に、男女共同参画の視点と多様性への配慮を取り入れます。

本手引きを作成中の令和元年（平成31年）8月28日に発災した「令和元年佐賀豪雨災害」においては、発災当日である8月28日のピーク時、20市町209ヶ所の避難所に、1,413世帯2,940人の方が避難されました。5日後の9月2日には武雄市と大町町のみ7ヶ所367人まで減少、それから徐々に退所され、53日後の10月20日には、

大町町の避難所から最後のお一人が退所されました。この際の現場の状況について聞き取り等を行い、避難所運営上の課題や気づきを今後を活かしていくことが重要です。

なお、本手引きは、「令和元年佐賀豪雨災害」の対応や支援に携わった関係者からのご意見や情報提供等を取り入れ作成しています。今後も、聞き取り等を継続し、手引きの充実を図ります。

## 2 手引きの使い方

### ▶ 本手引きの目的と使い方

本手引きは、大規模災害発生時における避難所の自主運営に「男女共同参画の視点」を取り入れるためのものです。

すでに、避難所運営マニュアルをお持ちの避難所は、お持ちのマニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるための別冊版として活用していただき、また、これから作成される場合には、本手引きを元にして地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルを避難所ごとに作成いただくための参考として作成したものです。

なお、本手引きは、県内の状況や取組を反映するため、随時更新していく予定です。

### ▶ 本手引きの対象

県内の避難所開設・運営に携わる市町職員や地域の自主防災組織等の役員等を対象として、避難所運営の中でも「男女共同参画の視点」に関わる事項をまとめています。

### ▶ 本手引きの範囲

県内各市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所等を指定しています。本手引きは、災害による家屋の倒壊や焼失、流出等により生活の場を失った方たちが避難生活をおくるための指定避難所の運営に関わる事項をまとめています。

### ▶ 本文上の表記

本手引きでは、避難所運営の業務を「災害発生の対応」と「平常時の準備」の大きく2つに分けています。

また、第II章では、避難所運営に関する各項目が、初動期（災害発生直後～おおむね3日）、展開期（3日～おおむね3週間）、安定期（3週間目以降）、撤収期（ライフライン回復後／仮設住宅完成後）のどの段階に対応しているのかを記載しています。



… その項目で説明している事項の要点（ポイント）を記載しています。



… 事前に地域で協議しておくことや、その項目の補足説明を記載しています。



… その項目と併せて確認していただきたい項目や参考資料等の掲載ページを示しています。

### 3 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の必要性

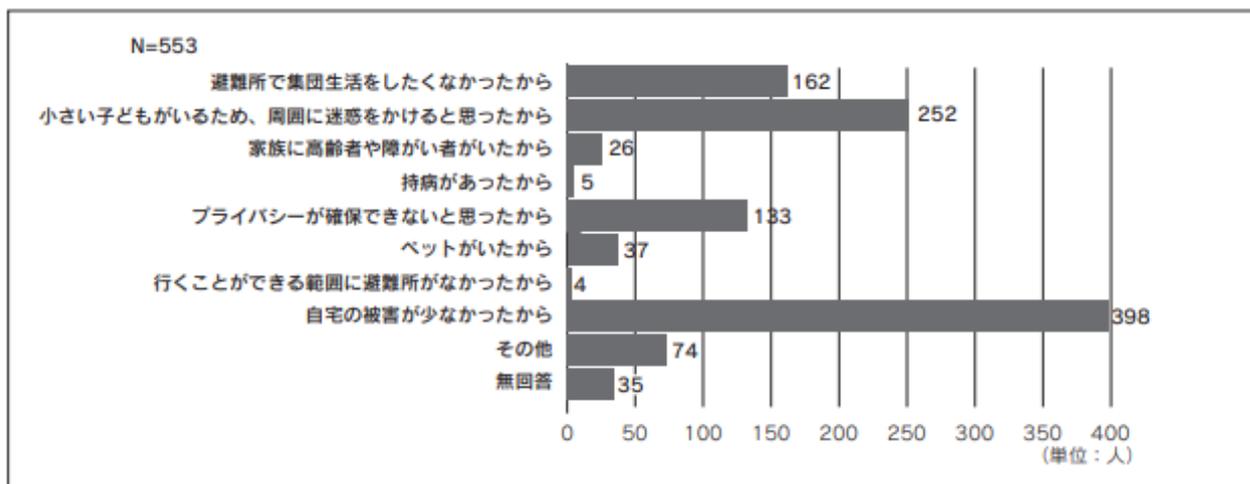
#### (1) 直近の事例を受けての課題と必要性

東日本大震災の時に、自分だけでは避難が難しく、避難行動に支援が必要だった人々が実際にどのような避難行動をとったのか、減災と男女共同参画 研修推進センターが内閣府の調査をまとめています。

「避難所に避難できたか」という質問に対して、「設備や環境の問題から避難所では生活できないと思った」「他の避難者も多く、避難所には居づらいと感じた」と等の理由で「避難できなかった人」よりも「避難しなかった人」の方が多かったことが報告されました。

また、熊本地震でも、育児中の女性が避難せずに自宅にとどまった理由で最も多かった回答である「自宅の被害が少なかったから」を除くと、「避難所で集団生活をしなかったから」、「プライバシーが確保できないと思ったから」等、避難所の環境やイメージが良くないことで、自宅にとどまった人も多いことがわかっています。その一方で、避難所に行きたかったにも関わらずとどまったというケースも多いことが報告されています。指定避難所では被災者が多く、全員を収容しきれなかった状況があったほか、「小さい子どもがいるため、周囲に迷惑をかけると思ったから」、「ペットがいたから」、「家族に高齢者や障害者がいたから」等の理由から、自制したり、他に配慮・遠慮したとの報告がされています(図1.自宅にとどまった理由 参照)。

図1. 自宅にとどまった理由



(熊本市男女共同参画センターはあもにい「熊本地震を経験した『育児中の女性』へのアンケート報告書」(平成30年)より抜粋)

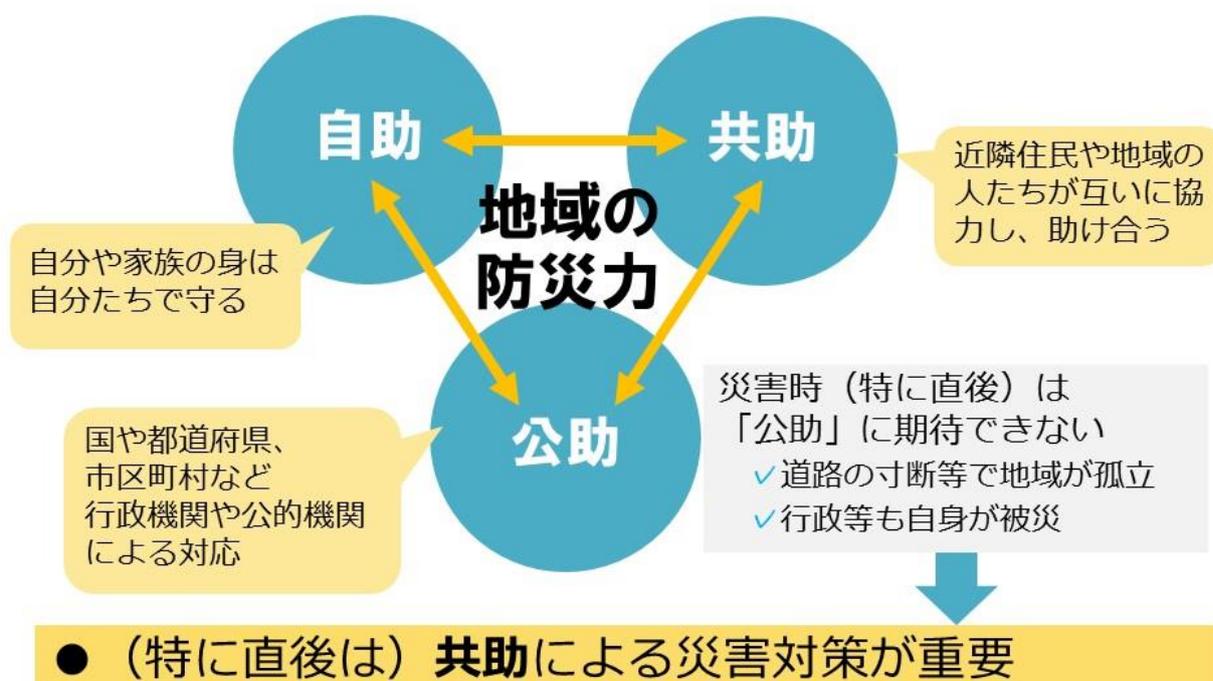
このように避難行動に関する調査結果からも、避難所の体制(環境)が整っていないことが、避難を遅らせる要因につながっていることが分かります。現時点では、家庭や社会の中で要配慮者や子どものケアの多くを担っているのが女性だという現状を否定できません。そう考えた時に、困難な状況に誰もが見舞われる災害時において、「女性の視点」を支援に取り入れれないことは、より困難な状況へと女性を追い込

んでしまうこととなります。「男女共同参画」の視点の導入と「多様性への配慮」は、深く結びついています。

さらに、「男女共同参画」は、女性だけの話ではありません。男性も、責任ある立場を地域や社会で求められており、災害時には、平常時にも増して、少数の責任ある立場の男性に過度な負担が強えられる傾向にあります。

多様性に配慮した避難所を運営するには、一部の人にお任せの体制では全く機能しません。男女双方で、また、地域全体での共助による運営が必要です。避難所の運営に男女共同参画の視点を取り入れ、地域のみなさんの生命を災害から守るためにも、安全・安心な避難所をつくる必要性があります。

## 地域の防災力と自助・共助・公助



(内閣府「男女共同参画の視点からの防災研修」(平成28年6月)一部修正)

## 第II章 災害発生時の対応

住民主体でつくる男女共同参画の視点を取り入れた避難所を運営するためのポイントを時系列に紹介します。

### 1. 避難所の開設

- (1) 避難所の安全確認
- (2) 女性参画を視野に入れた避難所運営のための組織の立ち上げと注意点
- (3) 避難所のレイアウト例（避難所開設時）

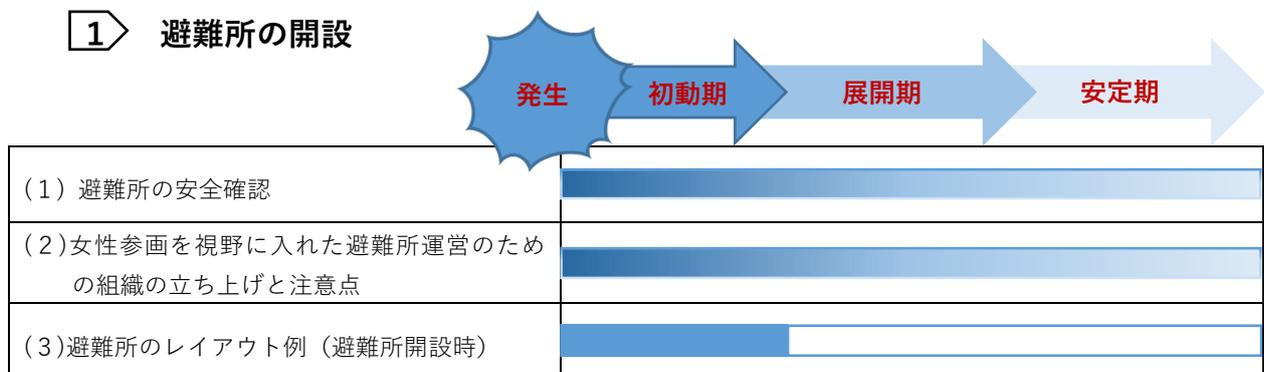
### 2. 避難所運営の体制づくり

- (1) 運営本部の設置 ～住民主体の避難所運営～
- (2) 避難者の把握
- (3) 安全・安心な空間の確保 ～プライバシー保護や性暴力・性被害の防止等～
- (4) 支援物資等の仕分けや管理
- (5) 心のケア

### 3. 多様性への配慮

- (1) 多様な方が避難する避難所
- (2) 多様なニーズの積極的な掘り起し
- (3) 女性もリーダーとして活躍できる環境づくり
- (4) 環境改善への取組

## 1 避難所の開設



避難所は、避難者の自主運営が前提です。避難所の開設は、市町避難所担当職員が中心となり行いますが、開設後は、自主防災組織等<sup>\*1</sup>を中心に事前に整えられた避難所運営のための組織<sup>\*2</sup>の自主運営体制へと次第に移行します。

風水害の場合は、災害の発生が概ね事前に予測できるため、市町避難所担当職員が中心となり避難所を開設し、避難誘導や指示等の対策を整えます。しかし、地震や竜巻等の突発的な災害では、市町避難所担当職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合があります。そのような場合、すぐに避難所を開設する必要があるときは、

自主防災組織等が事前に整えた体制に従って、避難所運営のための組織が避難所を開設します。

- ※1 自治会・町内会・自主防災組織の代表者等。自主防災組織は、「自分たちの地域を自分たちで守る」ため、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
- ※2 平常時及び災害時において避難所運営に関する様々な活動を行う組織。市町避難所担当職員、施設管理者、自主防災組織等地域住民の代表者により構成。

## (1) 避難所の安全確認（避難所運営のための組織が開設する場合）

### ポイント

**安全第一**…安全が確保された場所で、安全に開設の準備を行う。

避難所運営のための組織は、避難所が開設できるかどうか、避難所となる施設の安全確認を行います。安全が確保され、避難所の開設が決まったら、各避難所の開設マニュアル等に従い、安全に開設の準備を進めます。 **CHECK! P60** ➡

- ・事前に、「避難所運営のための組織」の体制を整えておきます。
- ・平日・休日・夜間等、避難所を開錠する担当者を把握しておきます。

## (2) 女性参画を視野に入れた避難所運営のための組織の立ち上げと注意点

### ポイント

**役割は交代制**…居住組長などの各役割は、できるだけ交代制。特定の人だけに負担が偏らないように注意する。交代する時は、情報を共有する。

**女性の参画**…班の責任者は複数名。男女両方で担う。

事前に整えていた体制をもとに、避難所運営のための組織を立ち上げます。しかし、組織のメンバーも被災者であるため、被災状況により避難所に来ることが難しい状況が想定されます。その場合は、避難所に避難している避難者が協力し合い、避難所を運営します。

なお、避難所の運営で知り得た個人情報の取扱いは、情報の漏洩・不正使用を防止するための措置を講じる等、個人情報の保護に十分に配慮した上で運営に当たる必要があります。

### ①避難所運営のヒント ～多様な視点を取り入れるための組織編成等～

避難所運営のための組織編成の例は、会長、副会長、各活動班長、各居住組長、市町避難所担当職員、施設管理者、ボランティア団体等の代表者です。平常時からメンバーを決めておくと、組織の立ち上げが円滑にできます。

居住組は、避難所の区画（スペース）ごとのまとまりで構成されます。各居住組長は、自治会の会長や区長等のことではありません。各居住組では、組長や各活動班への参画者を決めます。

班の責任者は複数名とし、男女両方が担うことが大切です。

#### 《避難所運営のための組織の例示》

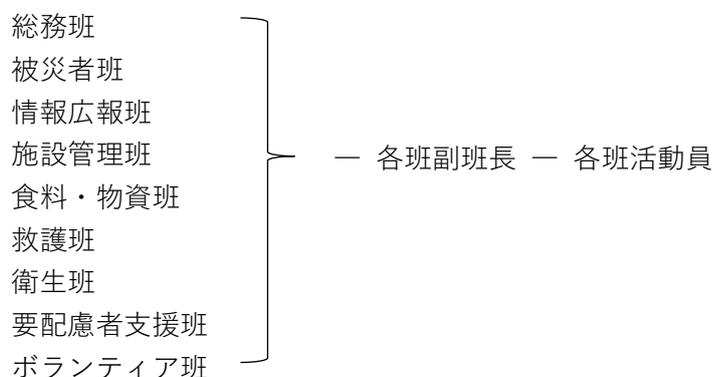
##### 自主防災組織等

※ 会長・副会長のうち一人以上は、女性とする。また各長に女性を1名以上選出し、男女両方の複数名で担う。

会 長…避難所運営のための組織を代表し、総括する。

副会長…会長を補佐し、必要があればその職務を代行する。

各活動班長…班を総括する。



各居住組長…各居住組を代表し、総括する。

市町避難所担当職員・施設管理者 … 日頃から自主防災組織との信頼関係を築き避難所の運営体制を確立する。

ボランティア団体等 … 訓練等を含め、日頃から連携した活動を行う。

## ②各活動班の役割

各活動班の例は、「総務班」「被災者班」「情報広報班」「施設管理班」「食料・物資班」「救護班」「衛生班」「要配慮者支援班」「ボランティア班」です。

各活動班の主な役割を列举します。

### ①総務班

市町災害対策本部との調整

避難所レイアウトの設定・変更 **CHECK! P10** **CHECK! P14**

防災機材や備蓄品の確保

避難所の記録

避難所運営のための組織の事務処理

地域との連携

**②被災者班** **CHECK! P12** ➡

- 避難者名簿の作成、管理
- 安否確認等問い合わせへの対応
- 取材への対応
- 郵便物・宅配便等の取次ぎ

**③情報広報班**

- 情報収集（行政からの情報収集・他の避難所との情報交換・各種マスコミからの情報収集）
- 情報発信（行政への情報発信・マスコミ等への情報発信）
- 情報伝達（避難者全体への情報伝達・避難者個人への情報伝達）

**④施設管理班**

- 避難所の安全確認と危険箇所への対応 **CHECK! P7** ➡
- 防火・防犯 **CHECK! P21** ➡

**⑤食料・物資班** **CHECK! P26** ➡

- 食料・物資の調達
- 炊き出し
- 食料・物資の受入れ
- 食料・物資の管理・配布

**⑥救護班**

- 病人・けが人の救護
- 障害者や高齢者などの要配慮者の介護等 **CHECK! P33** ➡

**⑦衛生班** **CHECK! P18** ➡

- ごみの収集・廃棄
- 風呂の準備・清掃
- トイレの設置・清掃 **CHECK! P22** ➡ **CHECK! P71** ➡
- 避難所内の掃除
- 避難所内の衛生管理
- ペットの管理
- 生活用水の確保

**⑧要配慮者支援班** **CHECK! P30** ➡

- 要配慮者の避難状況やニーズ（要望）の把握、福祉避難所への搬送
- 要配慮者への支援、相談窓口等の設置

**⑨ボランティア班**

- ボランティアの受入れ
- ボランティアの管理

### (3) 避難所のレイアウト例（避難所開設時）

#### ポイント

**誰もが通れる通路**…車いすが通れる大きな通路（幅 110 cm以上）と小さい通路を組み合わせて移動しやすい通路をつくる。

**多様性に配慮した避難者スペース**…乳幼児世帯、単身女性や女性のみ世帯などが優先的に入るスペースをつくる。要配慮者は、できるだけ通路側に誘導。原則として、要配慮者と普段からケアをしている家族を引き離さないようにする。

**プライバシーへの配慮**…更衣室とトイレは男女別に設置。だれでも使える更衣室やトイレもこの段階で準備することができれば理想的。

**授乳室の設置**…授乳室は女性専用のため、他に、誰もが使用できるスペースにミルクを作る設備を設置する。

**オムツ替えスペースの確保**…個室やベビーベッド等が準備できない時は、マットやバスタオル、間仕切り等を設置しスペースを作る。誰もが使用できるスペースに設置する。

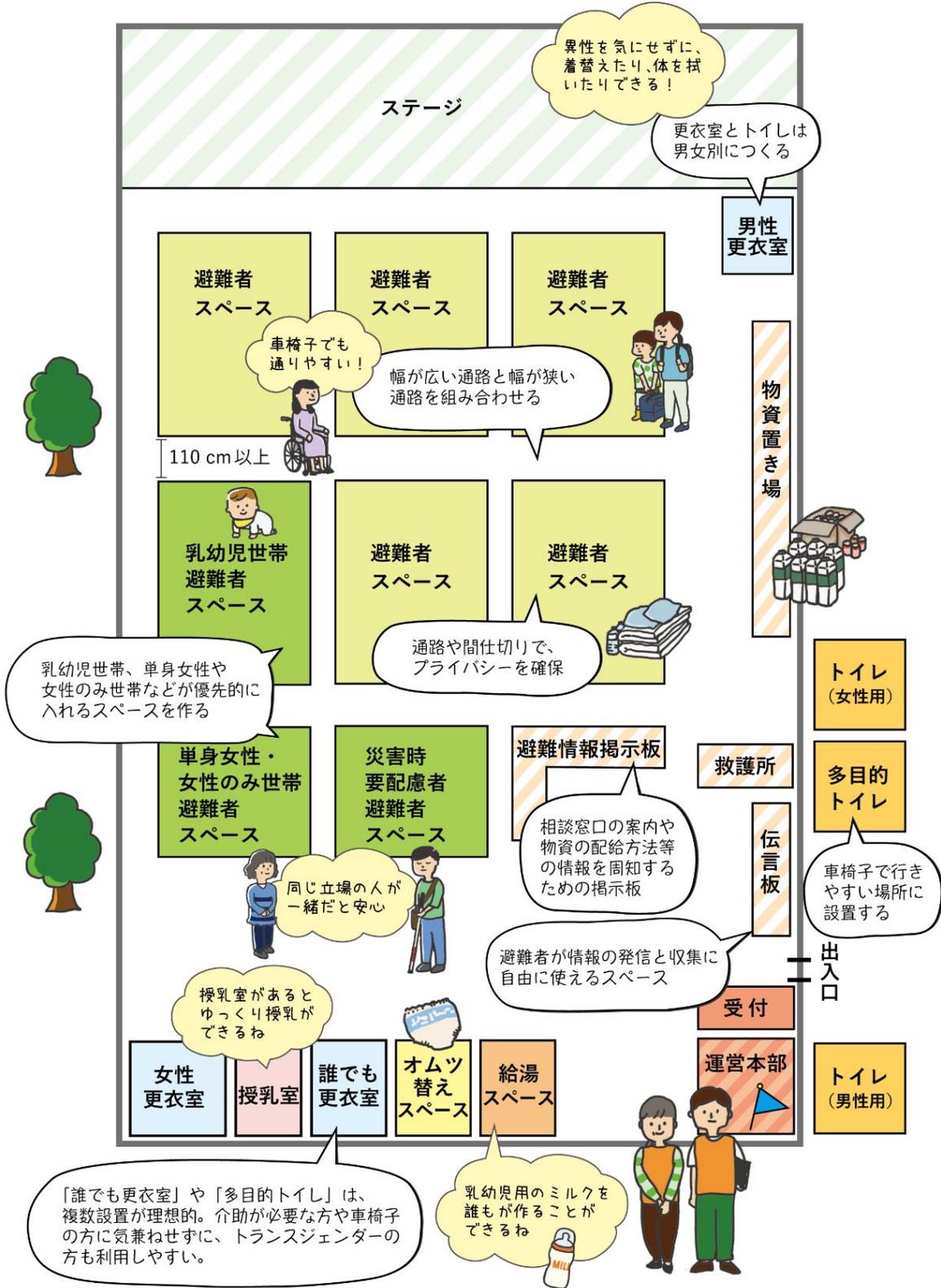
**避難情報掲示板の設置**…情報発信と情報を収集するためのコーナーを設置。防災行政無線やラジオの設置。電源が確保できれば、テレビ等でも情報を提供。

配慮が必要な方のスペースは、事前に確保しておくことが重要です。畳の部屋や個室等の環境が良いスペースは、配慮が必要な方を優先し、部屋割りを行います。市町・施設管理者・地域住民等で事前に検討し共有します。

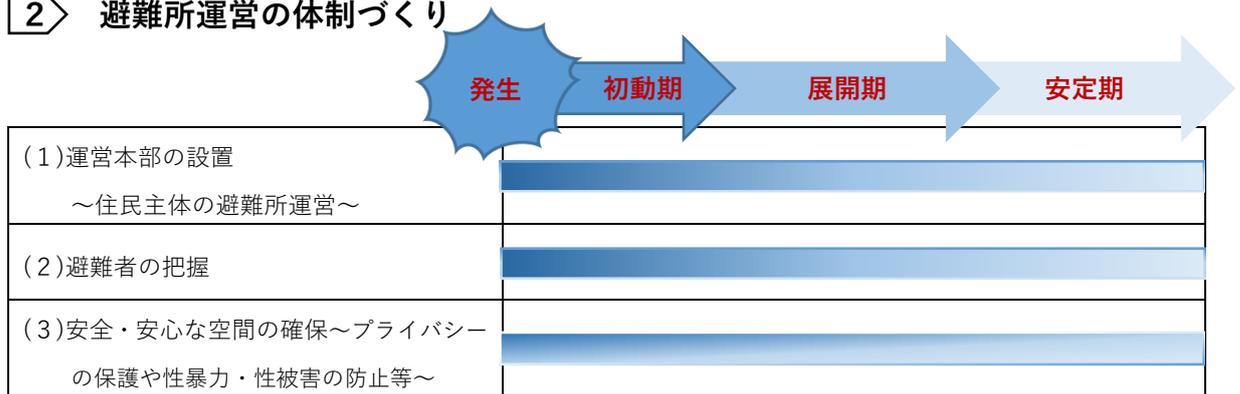
トイレは、下水道管等の破損がなく、既設のトイレが使用できる場合は、既設のトイレで対応します。

# 避難所開設時

《レイアウト例（体育館等の広い空間の場合）》



## 2 避難所運営の体制づくり



### (1) 運営本部の設置 ～住民主体の避難所運営～

#### ポイント

**運営本部・受付の設置**…全体が見渡せる目立つところに設置する。

全体が見渡せる場所に、運営本部を設置します。分かりやすく「運営本部」と掲示することで、避難者に安心感を与えることができます。

- ・支援者は、所属が分かるようなビブスや名札等を必ず着用します。外部からの訪問者と区別できることで避難者が安心します。
- ・大規模災害の場合、行政職員が避難所に向かうことが難しい場合があります。住民主体の避難所運営を事前に経験しておくためにも、避難所運営の実動訓練が大切です。

### (2) 避難者の把握

#### ポイント

**避難者の安全確保**…避難者には「避難者受付簿」または「避難者カード」の記入を促し、外部からの訪問者には、必ず声をかけ対応する。避難者の情報を適切に管理運営し、避難者の安全を確保。外部からの安否確認への回答を希望しない方には、存否の応答をしない対応が必要。

**避難者カードによるニーズ（要望）の把握**…特別に配慮が必要な事項等を把握し、支援につなげる。

**避難者カードによる人材の把握**…特技や資格等の記入により、避難所運営に必要な人材（子どもの学習支援や見守り支援、介助支援など）を把握する。

**在宅避難者の把握**…避難所に避難したくてもできない被災者の情報を把握し、必要な物資の配給や支援につなげる。

佐賀県では避難者把握のため、「避難者受付簿」と「避難者カード」を作成し、様式を統一化しています。 **CHECK! P54** ➡

「避難者受付簿」：避難所に避難した方の人数を把握するためのもの。避難指示等が出ていない段階での大雨や台風等に備えての避難（自主避難）や短期間（1日程度）の避難の場合等に利用します。

「避難者カード」：中長期的に避難が必要な場合や特に配慮が必要な場合、避難者受付簿への記入を控えた方がよい場合等に利用します。

### ①避難者カードの記入

少し落ち着いたところで受付を設置し、避難者カードの配布を行い、記入してもらいます。回収したのち、避難者名簿を作成・管理します。

#### a. 避難者カードの役割

避難者カードには、年齢や性別、特別な配慮が必要な情報（病気の有無、安否確認への対応、避難場所等）を記入します。把握した情報により、必要な支援を行います。

#### b. 避難者カード情報の管理

避難者カードの情報は、被災者支援や避難所運営に活用されますが、避難者の中には、DV被害者等、安否情報等の公開を望まない方もいます。避難者カードの情報管理は徹底しなければなりません。

**CHECK! P35** ➡ **CHECK! P54** ➡



（避難者カードに必要事項を記入する避難者の様子）

### (3) 安全・安心な空間の確保 ～プライバシー保護や性暴力・性被害の防止等～

避難所が少し落ち着きはじめたころから、安全・安心な避難所をつくるために居住空間を整えます。

#### ① 避難所のレイアウト例（避難所開設3日目ごろから）

##### ポイント

**間仕切りの設置**…間仕切りの使用を避難者が選択できるようにする。

**物干し場の設置**…男女別に設置。外から見えないように配慮する。

**誰でも使えるトイレ・更衣室の設置**…男性用、女性用とは別に設置する。

**衛生面の配慮**…ごみの分別収集。調理前の手指や調理器具の消毒の徹底など。

**健康面の配慮**…医療・保健・福祉の専門家と連携する。

**寝床の改善**…マットや段ボールベッド等の簡易ベッドを導入する。

**性暴力・性被害を防止するための対策**…女性や子どもに避難所の環境について意見を聞き、環境改善に取り組む。男女両方のリーダーが一緒に取り組み、暴力をゆるさない環境を整備する。

**トイレ対策**…安全・安心に配慮したトイレの設置と運用を行う。

**情報収集コーナーの充実**…企業等の協力を得て、携帯電話等の充電コーナーやWi-Fi環境を整え、インターネット等でも情報が得られるように努める。

**オムツ替えスペースの充実**…男性も利用しやすいように、子どものスペースの一角に設置したり、誰でもトイレにベビーベッド等を置くなどする。

**女性専用スペースの設置**…周囲の視線を気にすることなく過ごせるスペースを設置する。

**子どものスペースや学習スペースの設置**…子どもが自由に遊べるスペース、勉強できるスペースを設置する。

**託児・託老所の設置**…預け合いや助け合い体制を整え、生活再建に専念できる環境を整える。

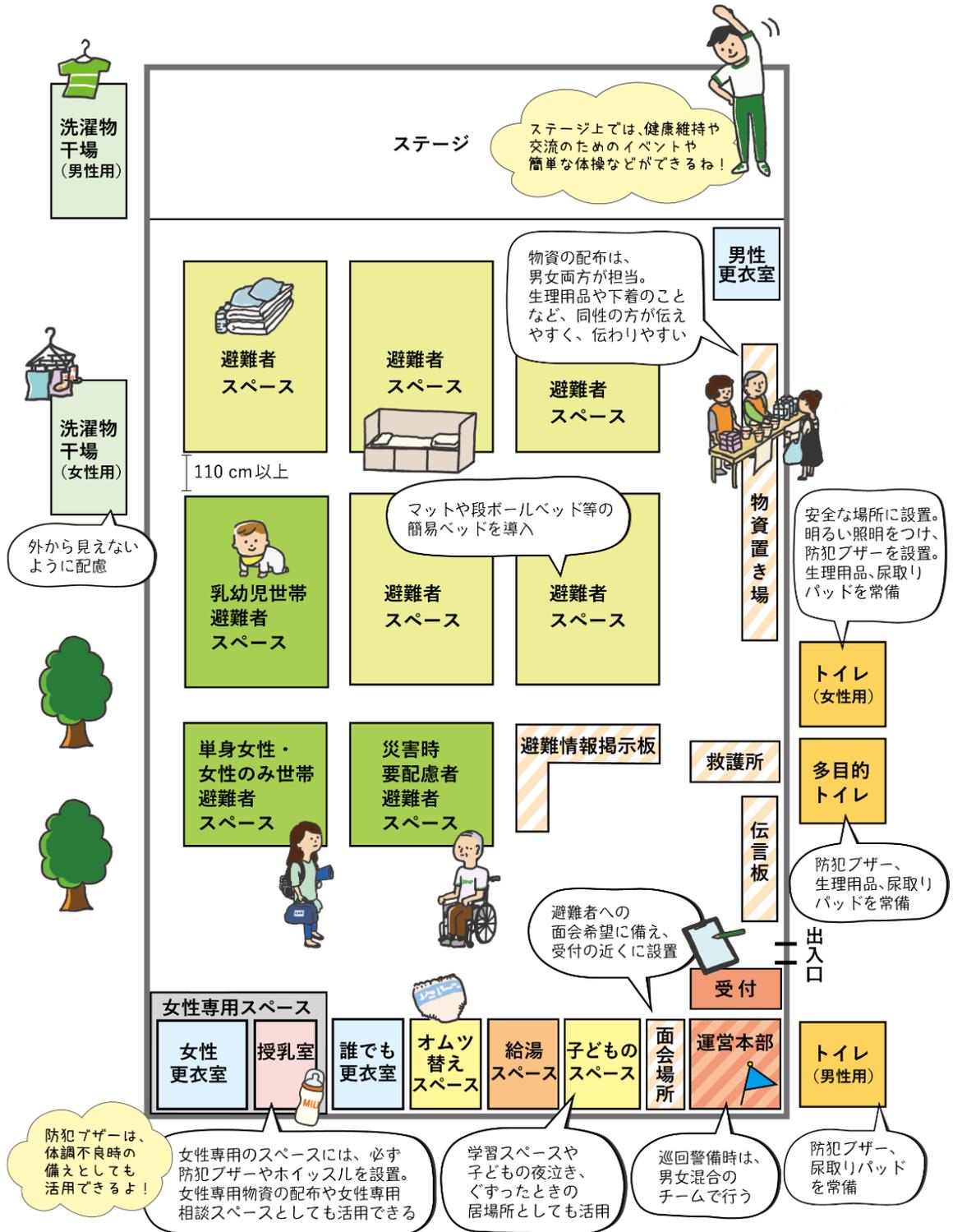
避難者に避難所の環境について意見を聞きながら、環境改善に向けた取組を行います。また、避難所は、避難者のプライベートな空間であるため、外部からの訪問者が居住空間に立ち入らないように注意喚起する貼紙を掲示し、運営本部や受付で監視する等の仕組みづくりが必要です。

- ・避難者への面会希望の対応は、避難者が生活を送る場所以外の共有スペースを利用してもらおう等の対応が必要です。衝立等を置くことで簡単にスペースができます。受付のそばに設置すると訪問者の様子もわかり安心です。
- ・間仕切りや授乳室、更衣室、専用のスペース等の設置場所や設置の仕方は、事前に地域で協議を行い、避難所運営マニュアルに反映しておくことが大切です。

# 避難所開設 3 日目ごろから

《レイアウト例（体育館等の広い空間の場合）》

避難所が落ち着き始めた 3 日目ごろから、避難所開設時のレイアウト（p10）に、②から⑦（p16～26）の環境改善を更に行い、居住空間を整えていきます。



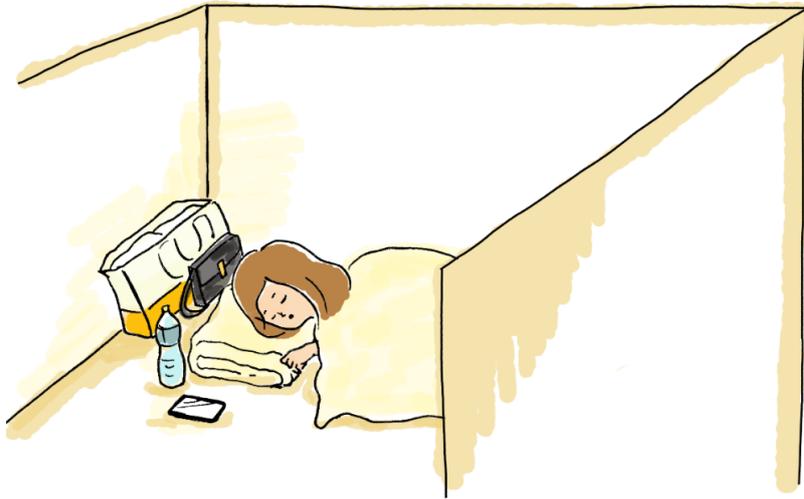
## ②避難所の環境改善

### a. 間仕切り

間仕切りを「設置する」「設置しない」で決めると様々な問題が出てきます。「間仕切りを設置するエリア」と「間仕切りを設置しないエリア」をつくり、避難者が選択できるようにします。

#### ・設置のメリット

プライバシーが確保でき、ゆっくり眠ることができます。着替えや授乳等の時の視線もあまり気になりません。「間仕切り」が無いよりは、リラックスして安心した生活が送れます。



(プライベートな空間で安心して眠る単身女性の様子)

#### ・設置のデメリット

死角ができることによって、体調不良の方の発見が遅れたり、犯罪に対応できないといった恐れがあります。



(災害時要配慮者を心配する支援者の様子)

**参考** 避難所用・紙の間仕切りシステム（P P S）を設置した避難所



岩手県立大槌高等学校大体育館 P P S 設置前 岩手県立大槌高等学校大体育館 P P S 設置後  
写真提供：N P O 法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（V A N）

紙管をフレームとして用い、布を簡単に掛けただけの間仕切りです。紙管の梁は連結することができ、グリッド状にいくらでも拡張することができます。見守りが必要な要配慮者用のスペース等は避難者の様子が分かるように布をカーテンのように開けることができます。

**b. 物干し場**

男女別に設置し、外からなるべく見えないように配慮します。乾燥機を設置することで、プライバシーに配慮することもできます。

**CHECK! P19** ➡ **CHECK! P35** ➡



（男女別に設置した物干し場の様子）

**c. 誰でも使えるトイレ・更衣室**

避難所開設時に設置できなかった場合は、男性用、女性用とは別に誰でも使用できるものを設置します。

介助が必要な方は、介助をする方とされる方で性別が異なる場合もありますし、L G B T s の方も周囲を気にすることなく利用ができます。可能であれば、複数の設置が望まれます。

また、乳児用のミルクを作る設備やオムツ替えのスペースを男性更衣室にも設置すると、家庭と同様に男性も避難所で育児に参加できます。

生理用品や尿取りパッド等の生活必需品の配布は、それぞれ（男性専用・女性専用・誰でも使える）のトイレの中や更衣室等に常備しておく等し、配布方法を工夫します。

#### d. 衛生面の配慮

新型コロナウイルス等、様々な感染症や食中毒等のリスクが高まるため、発災直後から手洗いやうがい、手指消毒等を奨励し、衛生管理に徹底して取り組みます。避難所の清掃、ごみの分別収集により防臭防虫に努めます。炊き出しの際には、調理する人の体調管理や調理前の手指・調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理と食材管理に気を付けます。 **CHECK! P81** ➡

#### e. 健康面の配慮

配慮すべき項目は、多岐に渡ります。詳しくは、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）」をご覧ください。これらの配慮を避難所運営のための組織のみで行うことは現実的でないため、医療・保健・福祉の専門家に避難所の状況をチェックしてもらうことが必要です。健康問題としては、高血圧や高血糖、ぜんそく等の慢性疾患の悪化、感染症、便秘、低栄養や生活不活発病、介護者不足による褥そう（床ずれ）形成や悪化、ストレス、不安、不眠が問題となります。特に女性は、下着を長い間取り替えられないと、膀胱炎や外陰炎等の婦人科系の疾患にかかりやすくなります。一方で男性は、健康上の問題があっても相談しようとしにくい人が多く、ストレスをためがちになります。

#### f. 寝床の改善

十分な水分を取らず、同じ姿勢で居続けることにより、「エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）」を引き起こす可能性があります。避難所開設当初は、毛布や通気により寒さ暑さの緩和に努め、次に、マットや段ボールベッド等の簡易ベッドを導入します。床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、ほこり等を吸い込むことによる健康被害も心配されます。



（段ボールベッドが導入され、寝起きが楽にできるようになった避難者の様子）

### ③女性専用スペースの設置

避難者の中には、単身で避難をしている女性や女性だけの世帯もあります。また、授乳中の女性や、DV等の被害を受けたことにより、男性と同じ空間にいることが困難な女性もいます。女性専用スペースは、これらの女性が周囲の視線を気にすることなく安心して過ごせるスペースとして使用できます。

- ・昼夜を問わず安心して使用できるように、職員が常駐しているスペースの近くやなるべく明るい場所に設置したり、照明をつけたりする等工夫します。
- ・間仕切りや更衣室、女性専用の物干し場等が設置できなかった場合には、着替えや体の清潔を保つ場所としても活用できます。
- ・下着や生理用品等の女性用の物資を置くことで、人目を気にせずに自分に合ったものを選ぶことができます。



(女性専用スペースで、安心して過ごす女性たちの様子)

### ④子どものスペースや学習スペースの設置

乳幼児だけでなく、小中高生等も、避難生活の影響を受けます。「勉強するスペースが欲しい。自由に遊びたい。」等の子どもたちの思いに配慮したスペースを確保します。

- ・子どもたちの不安を解消し、安心感を与えるため、避難者による見守り支援や学習支援体制を整えます。外部のボランティア団体を活用することも効果的です。
- ・子どもがぐずったとき、夜泣きをしたときの居場所としても利用できます。
- ・乳幼児は、肌が弱く、免疫などが未熟なため、日光や風、冷暖房を直接当てないようにカーテンや日よけ等を使用します。アトピー性皮膚炎や喘息などの発症や悪化を防止するために掃除を行い、ほこり等を発生させないように室内環境を衛生に保つように努めます。



(避難所での学習支援の様子)

### ⑤ 託児・託老所の設置

子どもや高齢者等の要配慮者の預け合いや助け合い体制を整えることによって、生活再建に専念できる時間が増え、支援活動にも従事しやすくなります。

避難所の中で被災者同士が子どもや要配慮者の預け合い・助け合い体制を整えた事例もあります。また、大規模地震災害が予測される自治体の中には、災害対策本部立ち上げと同時に、庁舎内に託児スペースを設けることを決めているところもあります。

- ・ 保育所や幼稚園、宅老所等の社会福祉サービスの早期の復旧が難しい場合に備え、避難所の一角を使用した預け合いや助け合いの体制についても検討しておくことが大切です。



(子どもが配給の長い列に並べなかったため、物資を受け取れずに帰る親子の様子)

## ⑥性暴力・性被害を防止するための対策

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、災害時だからと言って無くなるものではありません。

DVは、被災後に新たに始まるケースもあれば、元々あった暴力が悪化したり、暴力の内容が変わったりするケースが多いのが現実です。生活費や義援金・補償金を渡さない等の経済的な暴力もあります。また、着替えをのぞく、盗撮する、体に触る、強性交等といった性暴力も発生しています。避難所における生活環境の整備と人権を重視した運営管理が暴力防止のためには欠かせません。

- ・『いかなる犯罪も許さない!』という毅然とした姿勢が重要です。
- ・男女両方のリーダーが一緒に対策に取り組むことで、情報が集まりやすくなり、相談もしやすくなります。
- ・女性と子どもから意見を聞いて環境改善を行います。トイレ等の照明や巡回警備、防犯カードや防犯ブザーの配布、暴力予防のためのポスター掲示等を行います。

**CHECK!** P38 ➡

**CHECK!** P63 ➡

**CHECK!** P65 ➡

※女性と子どもにだけ、注意を促すことは問題解決になりません。加害者が抑制されるメッセージを届けることが大事です。「一人で出歩くと危険!」「防犯ブザーを持ちましょう!」等の注意事項とともに、「この避難所は、暴力を許しません!」や警察や男女共同参画センター等の暴力被害に対する相談のポスターを掲示する等、加害者にさせないメッセージも届ける必要があります。令和元年佐賀豪雨の際、武雄市の避難所には、熊本地震の際の取組を参考に、性被害・性暴力等を未然に防ぐためのポスターがすぐに掲示されました。



(男女ペアで避難所の巡回を行っている様子)

## ⑦トイレ（排泄）

災害時であっても人は排泄を我慢できません。平時から災害時のトイレ環境を整えておく必要があります。

～災害用トイレのタイプ～

①携帯トイレ・簡易トイレ	②仮設トイレ	③マンホールトイレ
	 <p style="text-align: center;">写真提供：武雄市</p>	 <p style="text-align: center;">写真提供：鹿島市環境下水道課</p>
<p>発災後すぐに利用が可能です。</p>	<p>日常的に建設現場やイベント等で利用されるが、備蓄が難しく、調達までに時間を要する場合があります。</p>	<p>備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できます。</p>

既存のトイレが使用できない場合、初動対応として①を用いた後、②を設置します。③が整備されている避難所においては③の設置により、避難所等におけるトイレ環境を整えることができます。次頁に参考資料として国土交通省が作成した「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」をあげます。

## 【参考資料】

安全・安心面に配慮したトイレ (男性・女性それぞれのトイレに取り入れます)

トイレの夜間使用は、女性や子どもにとっては、性暴力・性被害等に巻き込まれる危険性があり、高齢者にとっては、暗がりで見えにくいことで転倒リスクが発生する等の問題があります。そのため、安全・安心面においては、下記の事項に配慮します。

### 【可能な限り実施すべき事項】

#### ◆配置・スペース

- 設置場所は、安全面も考慮し、女性や子どもが安心して使えるよう、女性や子どもの意見を聞いて決める
- 避難所の居住エリアの近く等、利用しやすく、人目につきやすい場所に設置する
- 男女別を基本とし、男女の出入口の向きを変える等、動線を分けて設置する
- 車いすでもアクセスできる配置にする

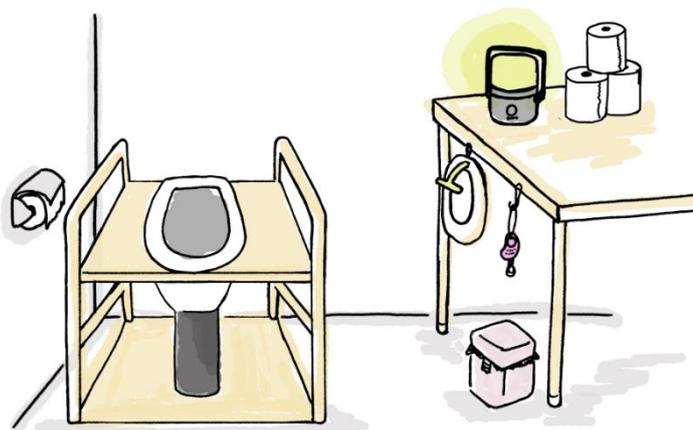
#### ◆空間・設備

- トイレブースは想定される風雨等に耐えられるものとし、施錠等により外から容易に開けられないようにする
- トイレの中と外に照明をつける
- 使用者のシルエットが見えないようにする
- 荷物が置けるフックや棚を設置し、サニタリーボックスを設置する
- 幼児用補助便座を設置する

#### ◆運用

- 女性用のトイレを男性用に比べて多くする (国際基準では、女性用3：男性用1)
- 女性や子ども等のために防犯ブザーを設置、または配布する
- トイレには一人で行かないように声かけを行う
- 女性や子ども等に安心して使用できているか等の意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める

(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部作成「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」  
(平成28年3月) 一部加筆修正)



## 要配慮者用のトイレ（主に多目的トイレに取り入れます）

東日本大震災では、震災関連死で高齢者を中心として多くの方が亡くなっており、その大きな理由の一つとして「避難所における生活の肉体的・精神的疲労」が挙げられます。また、車いすの方等、様々な方が利用できるようにユニバーサルデザインの考え方によって、トイレ環境を確保し、高齢者・障害者等の要配慮者の負担を軽減するために、下記の事項に配慮します。

### 【可能な限り実施すべき事項】

#### ◆配置・スペース

- 車いす等で利用できる広いトイレは、避難所内の居住スペースに近い場所に設置する
- トイレまでのアクセスに障害がないように配慮する（障害物、段差、ぬかるみ等）
- 高齢者等の待合スペース（腰かけ等）を設置する

#### ◆空間・設備

- 車いす用トイレを一つ以上設置する
- 手すりや背もたれ等を設置する
- 人工肛門、人工膀胱（注）保有者やオムツ交換用の折り畳み台とライト等を設置する
- 荷物が置けるフックや棚を設置し、サニタリーボックスを設置する
- 待合スペースや雨風・日除け対策等、高齢者等への対応を検討する
- 幼児用補助便座を設置する

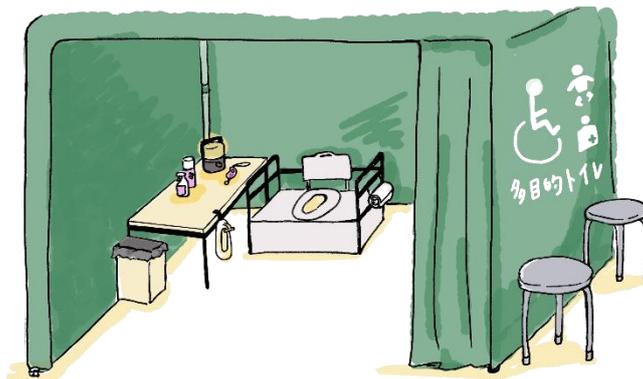
#### ◆運用

- 犯罪防止及び緊急呼出しのための防犯ブザーを設置または配布する
- トイレに行くことを我慢しないよう、声かけを行う
- 女性や要配慮者に意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める

（※注）ストーマ装具について 様々な病気や障害等が原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを『人工肛門・人工膀胱（総称して「ストーマ」）』と呼ぶ。排泄の管理は、ストーマ装具（面板とパウチ）を用いて行う。面板はストーマ周囲の皮膚に粘着する部分、パウチは排泄を受ける袋のことを指す。

（引用：公益社団法人日本オストミー協会ホームページより <http://www.joa-net.org/-ストーマ装具について.html>）

（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部作成 前掲書）



**衛生面の配慮** （すべてのトイレに取り入れます）

避難所では、インフルエンザウイルスやノロウイルスが原因となった集団感染等のリスクが高まるため、感染予防が重要です。そのため、衛生面においては、下記の事項に配慮します。

**【可能な限り実施すべき事項】**

◆配置

- トイレの近くに手洗いができる環境を整備する（難しい場合は、抗菌シートやウェットティッシュ等でも可）
- 石鹸や手指消毒液を設置する
- トイレ使用後の手洗いを徹底するためのポスター等を掲示する

◆空間・設備

- トイレトペーパーやサニタリーボックス等を設置する
- トイレ室内に防虫・除虫剤（蚊・ハエ等対策）を設置する

◆運用 **CHECK! P71** ▶

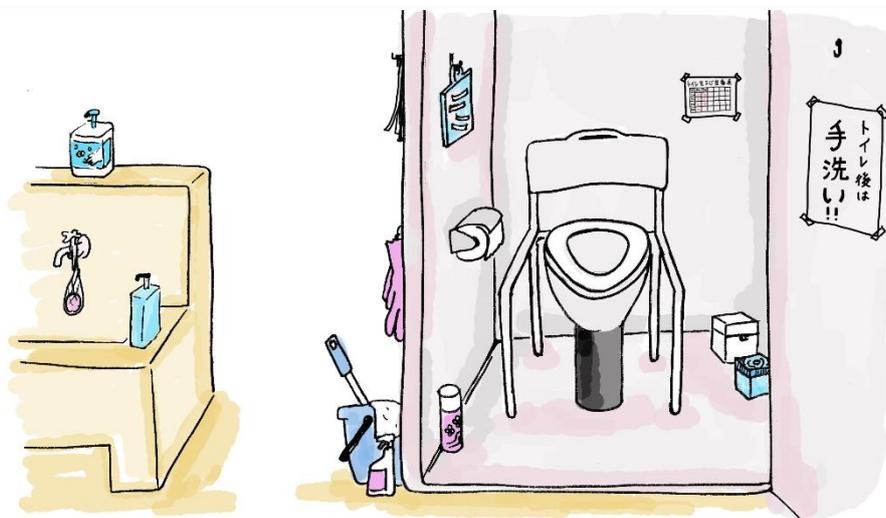
- トイレ清掃は当番制とする等、組織的に行う
- トイレの清掃方法を掲示する
- トイレの清掃用具等を準備する
- トイレ清掃を行う際は、使い捨て手袋や作業着を着用する

**【配慮が望ましい事項】**

◆空間・設備

- 臭気対策として、室内の換気を適宜行うとともに、必要に応じて消臭・芳香剤を設置する

（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部作成 前掲書）



### マンホールトイレの活用事例

鹿島市では、災害時にも抵抗感なくマンホールトイレを使用してもらえるように、小学校の運動会に合わせて、子どもたちや女性、地域の人に防災教育の一環としてマンホールトイレを利用してもらう機会を設けています。便座は洋式で、段差がなく、利用者に行ったアンケートには、多くの方が「汲み取り式の仮設トイレよりも清潔で、臭いが少ない」と回答し、好評を得ています。



設置したマンホールトイレ



利用後にアンケートに答える児童

(鹿島市環境下水道課作成資料より)

## (4) 支援物資等の仕分けや管理

### ポイント

**役割分担**…性別や年齢で役割を決めず、ローテーションを組み、一部の人に負担が集中しないように注意する。

**支援物資の配布**…男女両方が担い、生理用品や下着等の女性用品は女性の担当者から配布する。

**多様な当事者の参画**…すべての事項に配慮することは困難であるため、特別な配慮が必要な事項は、当事者や当事者グループに運営に関わってもらい対応する。

**在宅避難者への支援**…避難者カード等の情報を活用し、物資の配給や支援につなげる。

災害時には、男性と女性とで役割を分けるような性別役割分担が強まる傾向にあります。そのようなことを防ぐためにも、女性をはじめ多様な方が避難所の運営に参画することが大切です。

- ・物資の配給は、「早いもの勝ち」にならないように、時間差で行うことやグループごとに行う等の対策を立てることも必要です。
- ・備蓄品等の見直しを行うときは、暮らしの視点を持っている女性や要配慮者（子ども・高齢者・アレルギーを持つ方・障害者・外国人（宗教上の配慮）等）の視点から行い、避難者の多様性に対応できるように準備をします。 **CHECK! P36** ➡
- ・支援物資の種類や配給方法等に多様な視点が入るように、普段から女性や要配慮者が地域活動に主体的に関わります。

### ①避難者の共同作業による運営 ～性別や年齢で役割分担をしない～

東日本大震災の多くの避難所では、炊き出しの役割を女性だけが担い、一日中の炊き出しで疲れ切ってしまう方が多くいました。このようなことが起こらないためにも、食事の準備や後片付け、清掃等は、役割が性別や年齢に偏らないように配慮することが重要です。

- ・小中高生も、物資の配布や食事作り等、避難所運営の役割を担うことができ、高齢者も子どもたちの話し相手の役割を担うことができます。
- ・食事制限がある方へは、当事者やそのグループが自分たちで調理できる環境（調理時間や調理場所を分ける等）を整えることで多様に配慮ができる場合もあります。



（男女の支援者で物資の配布を行っている様子）

### ②在宅避難者への物資の配布

避難所に避難する理由、また避難しない（できない）理由もさまざまです。これまでの災害では、在宅避難を選んだ方の中に、小さい子どもや介護が必要な家族がいるからと周囲に気兼ねして避難所に行かなかった方もいました。東日本大震災では、避難所に避難していない在宅の被災者は支援物資が届かず、大きな困難を抱えたことが報告されています。避難所にいない被災者や指定された避難所以外にいる被災者も、支援の対象となることを、平常時より周知徹底しておくことが重要です。

- ・避難所は、緊急物資の集積場所になり、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所としての役割もあることを、避難者のほか、避難所に避難していない被災者や指定避難所以外に避難している被災者にも、事前に研修等を通じて周知します。
- ・物資配布の際は、避難者カードを活用する等、被災者であることを確認した上で配布します。事前に配布方法を検討します。
- ・避難所に物資を受け取りに来ることが出来ない被災者に、避難所から在宅避難者への物資配布のリストや経路等を事前に検討します。



(周囲に気兼ねし、避難所に避難できなかった家族の様子)

## (5) 心のケア

### ポイント

**男女ペアでの派遣依頼**…医療従事者の診察や相談等を依頼するときは、男女ペアで依頼する。

**交流イベントの開催**…男女それぞれが参加しやすい交流イベントを開催し、口にしづらい避難者のニーズ把握や孤立を防ぐことに努める。

**情報提供の工夫**…相談窓口の情報を抵抗感なく受け取ってもらえる工夫をする。

避難生活が長期化したときのコミュニティ（場所）づくりは、大切なことの一つです。同じ悩みを持つ者同士の情報交換や交流等ができる場所は、心身の健康を保つために重要です。なお、災害時の心の変化や被災者の心のケアについての詳細は、日本赤十字社「災害時のこころのケア」にまとめられていますので、ご覧ください。

### ① 女性の困難

女性は家庭的責任を有していることが多く、家族全員の育児や介護、衛生面や栄養面等に関する細かい困りごとやニーズ、これに対応する知識・経験をより多く持っている傾向があります。過去の災害では、女性たちが意見を言う機会が限られており、辛いことがあっても我慢するしかありませんでした。

- ・男女共同参画センターや地域の女性団体等の協力による聞き取りや要望書によるニーズ調査を行うことも有効です。
- ・ハンドマッサージやアロマセラピー、サロンや足湯等のワークショップを開催し、気軽なおしゃべりの中からニーズを聞き取ることも効果的です。



(気軽なおしゃべりの中から避難者のニーズを把握している様子)

## ②男性の困難

一部の責任ある立場の男性に負担が集中してしまい、過度のストレス状態に長期間さらされるといった問題がありました。また、復興に向けて環境が変わっていく中で、新しい環境に対応することが難しく、相談等の支援を受けようとせずに、孤立や引き込まってしまう方が多くみられました。

東日本大震災前後の飲酒量の変化を見た調査では、飲酒量が増加している者の男女別の割合が、女性が3%台であるのに対し、男性では約7~12%と高くなっています。また、東日本大震災に関連する自殺者数(平成23年6月~24年2月)は、女性14人、男性43人となっています。(内閣府男女共同参画局「平成24年版男女共同参画白書」)

- ・男性が集まりやすい夜の時間帯での開催や集まりやすくする工夫が必要です。将棋や「男性のための料理教室」等、気兼ねなく集まることができる機会を設け、孤立やアルコール依存等に至ることの無いような取組が重要です。



(「男性のための料理教室」を開催している様子)

### ③相談しやすい体制づくり

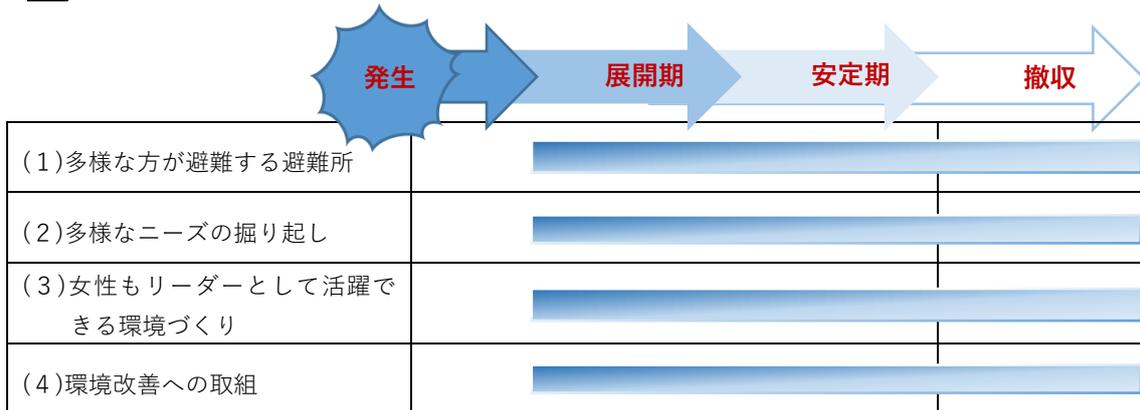
避難生活の中で、困ったことや気がかりなこと、DVや暴力の被害にあっても、相談や保護等のサービスを知らなかったり、利用の仕方がわからなかったりすることで、サービスを受けることをためらう人は多くいます。

- ・健康問題等の診察・相談等は、同性でないとは相談しにくい悩みもあることから、男女両方の相談員の配置を依頼し、個室や間仕切り等でプライバシーが確保された環境を整えます。
- ・表立って「相談」という看板をあげない催しの機会を活用し、できるだけ相談しやすい環境をつくれます。
- ・相談窓口の電話番号等を記載したカードは、支援物資と一緒に配布したり、トイレや更衣室に配置する等、必要な方が必要な時に受け取りやすい環境をつくれます。



(プライバシーが確保された場所での健康相談の様子)

### 3 多様性への配慮



性別や年齢、障害の種類やアレルギーの有無、妊婦、LGBTsの方・外国人等、避難者一人ひとりが多様で複合的なニーズを抱えており、それぞれのニーズに対応していくことは、非常に困難な状況です。運営側は、どんなニーズを抱えた方が避難されるのか、基本的な特性や困りごとを押さえつつも、多様な事情を抱えた避難者との共同運営により、避難所の体制や環境を整えていく必要があります。

## (1) 多様な方が避難する避難所

### ポイント

**多様な当事者との共同運営**…避難者は、性別や年齢、障害の種類やアレルギーの有無、妊婦、LGBTsの方・外国人等、避難者一人ひとりが多様で複合的なニーズを抱えている。これら全てに配慮することは現実的ではないため、多様な事情を抱えた避難者も運営に参画することで、避難所の体制や環境を整えていくことも必要。

**専門機関や福祉避難所等との連携**…配慮が必要な方の多くは、避難所での生活に限界があるので、病院や福祉避難所等への移動を支援する。

災害時に配慮が必要となる方は、普段から配慮が必要な方です。

### ①妊産婦

妊産婦は、平常時でも「身体が思うように動かない。走ることができない。重いものを持ってない。」等、一般の方と同じように行動ができません。特に、災害時には、妊婦は流産・早産のほか、蛋白尿や体重増加、血圧上昇、むくみ等、産婦は乳腺炎や膀胱炎等の健康リスクが高まります。

#### 対応の方向性

妊産婦は、出産に向けた心身の準備や産後の回復のため、保温、栄養、感染防止、休息等への配慮が必要です。また、保健師による健康相談を行ったり、医師会や看護協会、助産師会等の専門職団体と連携して、個々人の状況を把握することが大切です。

- ・妊産婦等が昼間でも横になれるように、女性専用スペースのような休養ができるスペースを整えます。 **CHECK! P19** ➡
- ・栄養の確保と健康維持のために、食事や保温等の生活面の配慮を行います。
- ・急な体調の変化に対応するため、周辺の医療機関と事前に連携をとっておきます。



(栄養の確保と健康維持のための声掛けの様子)

## ②乳幼児や乳幼児を育てている家族

母親と子どもだけで避難する場合等は、母親が物資の配給の列に長時間並ぶことが難しく、避難所での生活に不便さを感じる場合や、子どもの声や泣き声等により周囲に気を遣う場合があり、気疲れや人間関係のストレスを一層感じる場合があります。

### 対応の方向性

避難所では、授乳室の確保、防寒・避暑、衛生面の確保等が必要であり、オムツ、乳児用ミルク、離乳食、水、衣類等の支援が必要です。

災害時の乳児の栄養は、母と子の育児支援ネットワーク「災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会」が、母乳をあげているお母さんと乳児用ミルクをあげているお母さんへの情報をまとめています。避難所内に掲示する等して、乳児の栄養への不安を和らげる対策が必要です。 **CHECK! P61** ▶

- ・乳児の栄養は、これまでの方法（母乳育児・ミルク育児・混合育児）を継続して与えられる環境を整備します。 **CHECK! P10** ▶
- ・乳児用ミルクは、衛生環境が確保された状況下での使用が前提です。哺乳瓶・消毒剤とセットで供給します。粉ミルクは、沸騰したお湯で調乳します。液体ミルクは、調乳済み・滅菌済みのため、そのまま飲むことができ常温（おおむね 25℃以下）で保存ができます。使い捨て哺乳瓶や乳首、アレルギー用ミルクや離乳食等も備蓄しておきます。
- ・乳幼児やその家族が周囲に気兼ねせずに避難所での生活を送れるよう、専用のスペースや授乳室、オムツ替えスペースを設置します。 **CHECK! P14** ▶
- ・子どもの見守り体制を整えるため、保護者の理解を得た上で、子どもに名前札の着用や迷子札を身に付けさせます。
- ・支援物資を受け取る時やトイレ、入浴、諸々の手続きのとき等、避難者の当事者同士の子どもの預けあいや見守り支援を行うための体制を整えます。高齢者や障害者のケアをする方にも大切です。 **CHECK! P20** ▶



(希望する避難者同士で行う、子どもの預けあいや見守り支援の様子)

### ③介護が必要な高齢者・障害者とそのケア者

支援が必要な高齢者は、足腰や目・耳が悪かったり、慢性疾患を複数抱えています。また、障害といっても、肢体不自由、視力障害、聴覚言語障害、知的障害、発達障害、内部機能障害と多様です。東日本大震災から見られた傾向は、これらの方々が避難所でより困難な状況に直面し、そもそも避難すること自体が難しかったということです。

#### 対応の方向性

避難所での環境配慮や在宅避難者支援の充実が不可欠ですが、普段から地域で共生できる環境をつくることも重要だと、障害者の当事者団体は訴えています。高齢者や障害者と、家族等のケア者と切り離さない方向で対応します。高齢者や障害者の日常をよく知るケア者への支援を行うことで、普段のケアの継続を目指します。

・認知症の方への配慮としては、介護している家族とともに個室または要配慮者スペースに案内します。そして間仕切り等で仕切り、安心できる空間をつくることで不安を軽減していきます。避難所での生活には限界があるので、二次避難所である福祉避難所<sup>※</sup>への移動を支援します。

※災害発生時に、一般の避難所で過ごすことが困難な要配慮者のために設置される避難所。福祉避難所は災害時すぐに開設されるものではなく、避難所での避難者の状況等を確認し必要に応じて開設される二次的な避難所。対象は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、難病患者等、何らかの特別な配慮が必要な方。福祉避難所に指定されている施設は、市町により指定されているため、事前に各市町防災部局もしくは福祉部局に確認。

障害別の支援は、専門性の高いものとなるので、専門性を持っていない方でもできる支援として、「障害のある人に共通して望まれる支援」を「DPI女性障害者ネットワーク」が分かりやすくまとめています。要介護・介助の高齢者にも、多様な障害者に配慮した取組が有効です。

**CHECK! P34** ➡

参考資料

◆障害のある人に共通して望まれる支援◆

～施設内は、できるだけバリアフリーにし、見やすい案内標識等を表示する～

1. 移動しやすい環境の整備(段差の解消、通路の幅の確保、障害物を置かない等)が必要。
2. 車いすが通れる通路（直線で）の幅は 90 cm以上必要。
3. 案内所・物資配布所・トイレ等の表示は、大きい表示板・色別テープなどでわかりやすく。
4. 集団生活に適応しにくい人々には二次的避難所を設ける。
5. できるだけその人の事情が分かっている人と共に過ごすことができるよう配慮する。
6. 盲導犬、聴導犬、介助犬は、使用者の移動や生活にとって必要なので、使用者とともに避難し、避難所内で一緒に過ごし、必要な食事や給水を受けられるようにする。
7. 混乱の中で支援が効果的に実行できるよう、障害当事者及び支援者（介助/介護者）は、分かりやすい名札などで識別・表示も考慮する。ただし表示を希望しない人へは強要しないように。
8. 情報伝達機器のうち、テレビは「字幕付き」、電話は「ファックス付き」を設置する。
9. トイレには「手すり」等を取り付ける。
10. 大人用紙オムツ、尿取パットは、各サイズ別に多く備える。
11. 非常食として「おかゆ（パック用）」を用意する。また、とろみ剤、ストローを用意する。
12. 簡易な医療器具を設置する。（酸素吸入器及びポンペを設置する）
13. 避難生活の中でのトイレや着替え等女性のプライバシーを確保し、安全対策をとることが必要。
14. 避難生活のなかで性暴力がおこる恐れがあり、特に障害を持つ女性は暴力から逃れるのが困難なことがある。性暴力の防止対策、被害があった場合の相談・支援体制を用意する。

(DPI女性障害者ネットワーク作成リーフレット「避難所などでの障害がある人への基礎的な対応  
あなたのまわりにこんな方がいたら」(平成23年4月)より抜粋)

#### ④DV被害者

災害時・復興時には、DV（夫婦や恋人同士の間等、親密な関係での暴力）が顕在化してくることに注意しなければなりません。避難所でのプライバシーが守られなかったために、暴力が理由で別居していた夫に見つかってしまったというケースも報告されています。

##### 対応の方向性

個人的な問題であるからと介入しないのではなく、支援の中でしっかりと向き合うことが大事です。「相談」や「保護」といった支援の情報を適切に提供します。

また、被害者が女性とは限らないことや、恋人やパートナーが異性とは限らないことを考慮しながら支援します。

- ・運営用と公開用の名簿を2つ作成する等して、情報の公開を求めない避難者に対しての避難所での個人情報の管理を徹底します。
- ・「暴力を許さない避難所」を運営することで、避難者の安全を守ります。 **CHECK! P21** ➡

#### ⑤LGBTs（性的マイノリティ）の方

同性や両性に魅かれる性的指向の方（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシュアル）や生物学的な性と本人の性自認が一致しない方（T：トランスジェンダー）たちも一定数います。この特性は、個人の趣味や選択の対象ではなく、本人の意思で変えられるものではありません。女性、男性といった性別配慮は不可欠ですが、そのことによって、トイレや着替え場所、入浴設備が使えなくなってしまう人もいます。 **CHECK! P67** ➡

##### 対応の方向性

「書類上の性別で過ごさざるを得ない方」「自認する性別で生活をする方」等、自分が「LGBTs」の当事者であることを他者に知らせるかどうかは、個々人の選択です。支援を届けようと思うあまり、個人のニーズに沿わない支援をすることがないように注意します。

- ・誰もが使えるユニバーサルトイレや更衣室を設置。入浴施設は、一度に多くの方が利用できる時間だけでなく、必要に応じて一人ずつ利用できる時間帯を設けます。また、洗濯物を干す際などは、トランスジェンダーの方から相談があった場合には、個別の対応ができるように配慮します。 **CHECK! P17** ➡
- ・避難者カード等に任意欄や自由記述欄を設け、公表していない当事者や外見ではわからない（自認する性別で生活をしている）当事者のアウトティング※につながらないように配慮します。
- ・LGBTsの方のための相談サービスを設置。プライバシーに配慮するため、電話相談や事前予約制にします。トランスジェンダーの方は、性自認の性で相談を受け入れられます。また、面談相談の場合は、可能な限り、個室などで対応します。

※本人の了解を得ずに、公にしていない性的指向や性自認等の秘密を暴露する行動



(予約制で入浴する避難者の様子)

## ⑥外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方

避難所には、旅行等で日本を訪れた短期滞在の外国人から、日本の在住歴が長い人、日本で仕事をする人、留学生、日本人の配偶者等、様々な方が避難します。言葉のハンディキャップはもちろん、地理感覚が無い、災害経験自体が無いことによる不安の増大、そして避難所に行っても、宗教上の理由で食べられないものがあることや、日本人の中では居場所が無いといった問題に直面します。

### 対応の方向性

事前に、国際交流協会や外国人支援団体等と効果的に連携できるように、協力関係を構築します。外国人の多様性を踏まえながら支援するとともに、外国人にも参画してもらう等、ともに助け合えるよう備えることが求められます。

- ・やさしい日本語や多言語での案内・情報発信を行います。
- ・災害時に外国人被災者を支援する「佐賀県災害多言語支援センター」（運営：（公財）佐賀県国際交流協会・佐賀県）と連携し、外国人支援を行います。
- ・災害時における外国人支援のためのツール「災害時多言語表示シート」「災害用ピクトグラム」「多言語避難者登録カード」を活用します。これらのツールは、一般財団法人自治体国際化協会のホームページ（<http://dis.clair.or.jp/>）で作成ツールの他、多言語表示シート作成の案内動画を公開しています。
- ・食料や炊き出しを提供する際は、食物アレルギーや宗教上等の理由により食事制限がある方に、「アレルギーはありませんか」「食べられないものはありますか」等の声掛けをするなどして提供します。
- ・長年地域で生活しているような外国人が避難所運営に参画し、日本人と外国人が協力し合える体制を整えることも大切です。

## 外国人の受入れを想定した避難所運営訓練の様子



(外国人避難者へ声掛けを行っている場面)



(携帯の翻訳アプリを使ってコミュニケーションをとっている場面)



(宗教上、アレルギーの理由で食事に配慮が必要な方に、「ピクトグラム(フードピクト)」で確認を行っている場面)



(災害多言語表示シートの活用例(12言語対応))

(写真提供：佐賀県国際課)

## (2) 多様なニーズの積極的な掘り出し

### ポイント

**安心して話せる場の設定**…対象者ごとに聞き取りができる場をつくる。(女性、アレルギーを持つ方や保護者、介護が必要な高齢者や障害者のケア者 等)  
**リクエスト票の活用**…口にしづらい要望を吸い上げる方法として効果的。

避難所では、「みんなが大変だから」と要望をなかなか口に出してくれません。特に女性や高齢者は、困っていても我慢をしがちで、ニーズを知ることは簡単ではありません。

- ・ニーズを知るために、事前に避難所のリーダーに説明した上で、別室に女性だけを集めて聞き取りを行った事例があります。女性に聞き取りをすると、「なぜ女性だけなのか」「男性だって大変なときに」と反発を買うことがありますが、自治体職員や地元の団体が説明に加わることでその問題は解消し、別室での聞き取りの後に、女性たちに笑顔が見られたことで男性たちも納得し、ほっとしたそうです。
- ・リクエスト票を活用し、要望を把握した事例もあります。下着のサイズや生理用品の種類等は、人前では口にしづらいものです。そこで、困りごとや不足している物資にチェックするだけのリクエスト票を作り、避難所の女性たちに記入してもらう工夫をした女性団体がありました。回収する際は、記入面を内側にして折りたたみ、両面テープで用紙の端を接着して封筒のようにすることで、プライバシーが漏れないように配慮されました。

### (3) 女性もリーダーとして活躍できる環境づくり

#### ポイント

**女性たちが活動しやすい環境づくり…**誰か一人にリーダーをお願いするのではなく、グループで取り組んでもらうように声掛けをする。

避難所での生活が落ち着いてくると、避難生活のルールや避難者同士の人間関係、避難所の環境、家族や子どもの悩み等、様々な相談が持ち込まれます。ある避難所では、避難者が共同で使用する機器の管理をしていた女性 5~6 名に、リーダーとして相談のとりまとめをしてもらったところ、避難所の環境が改善した事例があります。一人ひとりが相談すると、個人の苦情として受け取られがちで対応も困難ですが、女性たちが相談をとりまとめることで対応がしやすくなり、女性・子ども、高齢者も相談しやすくなったそうです。

・社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO 法人日本防災士機構が「防災士」の認定をしています。専門の知識を持たないからとリーダーとしての参画を遠慮してしまう女性には、資格取得を勧めることも有効です。資格取得や防災関連のセミナー等の情報は、お住まいの市町の防災担当部署にお問合せください。

### (4) 環境改善への取組

#### ポイント

**環境改善の取組周知…**「避難所の環境改善に取り組んでいます。ご相談は、〇〇へ」等の掲示やアナウンスを行う。

**家族のニーズ把握のための女性へのニーズ調査…**災害時要配慮者や子どものケア、そして、家庭の中での多くの役割を担っているのが、女性であることが多いという状況から、「女性は家族全体のニーズを把握している」可能性が高いと考えられる。

**意見箱の設置…**声に出しにくい要望等も把握するために、男・女・多目的トイレのそれぞれに「意見箱」を設置する。

**個別ヒアリングの実施…**避難所の居住組や自治会ごとに要望や意見をとりまとめる一方で、単身女性や乳幼児がいる世帯、高齢者世帯など、個別にヒアリングを行い、多様なニーズを把握する。

避難者に寄り添った対応のためには、避難者のニーズを知ることが大切です。「熊本市男女共同参画センターはあもにい」の男女共同参画の視点を取り入れた環境改善活動を紹介します。

#### ①内閣府からのチェックシートによる、避難所スタッフヒアリング

「女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設」「男女共同参画の視点に配慮した避難所の管理運営」の現状を確認するため、内閣府のチェックシートを用いて避難所スタッフにヒアリングを行った。質問事項は、「授乳室が設置してあるか」「管理責任者に男女両方が配置されているか」などの 19 項目。スペースが確保できず、更衣室を設置していないところには、他の避難所の事例を紹介するなど、状況を確認しながら環境改善を進めた。

## ②更衣室や授乳室などの表示配布

避難所のヒアリングを行う際に、「更衣室」「授乳室」「女性用物干し場」といった表示物を持参。扉に掲示していただくよう提案し、設置がされていないところには、その必要性を説明し、設置を促した。

## ③意見箱「みんなの声」の設置・意見の回収

男女それぞれのトイレに意見箱「みんなの声」を設置。定期的に意見を回収し、行政担当者に改善を求めた。意見箱に寄せられた内容は「食」や「対人関係」に関するもの。中には「生理用品が足りない」「同じエリアに男女が混在していると不安」といった悩みも寄せられた。

- 改善例) ・生理用品の配布の徹底 ・おおまかな男女別エリアの設置  
・シャワー室への時計の設置 ・食事受け渡し時間の拡張  
・夜間の騒音対応 ・消灯時間の延長(21時→22時) など



(「はあもにい」が熊本地震の際に意見箱を設置したトイレの様子)

健康・家族・食事・ルール・スタッフのことなど

避難所の生活で困っていること、悩んでいること、相談しにくいことを教えてください

「健康・家族・食事・ルール・スタッフのことなど、避難所の生活で困っていること、悩んでいること、相談しにくいことを教えてください」

■お住まいの避難所(施設)名

■年齢・性別(可能であれば教えてください)  
～10歳・10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代・90代～  
女性・男性・その他

(使用したアンケート用紙)

## ④避難所入居者個別ヒアリング

一部の避難所で、女性や子育て世帯を対象に、要望や困りごとについてヒアリングを行った。主に高齢者のヒアリングでは、家屋の損傷や住まいの確保についての不安、次いで体調面についての不安の声が多くあがっていた。中には避難所に来るまでに対人的な不安や悩みをかかえている人もいたため、すぐに市の職員と情報を共有し、対応した。子育て世帯のヒアリングでは、子どもが騒ぐことで周囲に迷惑をかけることを気にしている声があった。

## ⑤女性や子ども向けの支援物資提供の呼びかけ及び配布

熊本での発災直後、全国的女性・男女共同参画センターの災害支援ネットワークに、女性や子ども向けの物資提供を呼びかけた。集まった物資は、紙オムツやおしりふき、離乳食、おもちゃ、女性用下着、生理用品、防犯ブザー、虫よけスプレー、洗濯ネットなど。各避難所をはじめ、市民団体と連携して、車中泊をしている家庭や公共の施設などにも配布した。

(熊本市男女共同参画センターはあもにい『熊本地震を経験した「育児中の女性」へのアンケート報告書』  
(2018年3月)より抜粋)

## 第III章 平常時の準備

### 1▷ 安全・安心な避難所をつくるために、日ごろから取り組めること

#### (1) 住民主体の生活の視点による運営

##### ポイント

**男女共同参画に関する研修の実施**…男女共同参画の視点を「地域」に取り入れるために、日ごろから「男女共同参画」の研修の実施や啓発活動に取り組む。

避難所は、災害時には避難者の生活の場所になります。しかし、過去の災害において、家庭的な責任を負っている女性たちが意見を言う機会は、限られていました。男女共同参画の視点を取り入れ、住民主体の多様性に配慮した避難所を運営するには、地域住民の生活の視点が欠かせません。日ごろから、男女共同参画の視点を取り入れた「地域づくり」に取り組むことが大切です。

・「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

#### (2) 住民主体の運営組織の作り方

##### ポイント

**地域のつながり**…地域行事や防災訓練などを通じて、地域の交流を深める。

**防災への女性の参画**…避難所運営や復興の議論の場に女性が参画するためには、平常時からの参画が大切。自主防災組織の役員に女性が3割以上参画する。

**多様な団体等の参画**…自主防災組織や避難所運営のための組織の構成メンバーに、地域の団体やグループ等が参画できるよう環境を整える。

#### ① 普段からのコミュニケーションの大切さ

災害時に地域の力が発揮できるかは、日ごろからの地域づくりにかかっています。ご近所さんや地域の方と顔の見える関係を作っておくことが、災害時の地域の助け合いを実現させる大切な要素となります。日ごろから、お互いに声をかけあい、地域行事や防災訓練等を通じて、地域の交流を深めておくことが大切です。

## ②女性の「主体的な担い手」としての位置付け

現在、地域の自治会や団体では、会長はじめ役職の大半が男性であり、女性たちが様々な作業を担ってはいても、意見を取りまとめたり大事な決め事をしたりする場に、女性がほとんど参画していないのが現状です。これでは、災害時に、性別によって役割を分ける「性別役割分担」が強められ、多様な視点を取り入れた避難所運営が難しくなります。

避難所運営や復興の議論の場に女性が参画することで、女性や高齢者、子どもたちが発言しやすく、また意見が反映されやすい避難所を運営することができます。そのためにも、地域の自治会や団体等の役職に、女性が主体的な担い手として就くことが大切になります。

## ③避難所運営のための組織づくりの留意点

避難所は、避難者の自主運営が前提です。避難所の開設は、市町避難所担当職員が中心となって行いますが、開設後は、事前に体制を整えた避難所運営のための組織の自主運営の体制へと次第に移行します。市町避難所担当職員と施設管理者は、サポート役にまわり、地区の自主防災組織等のメンバーと避難所に避難された皆さんが中心となり避難所運営のための組織が立ち上がります。したがって、避難所運営の体制づくりは、これまで取り上げた項目について、自主防災組織・施設管理者・市町避難所担当職員・地域住民等と事前に協議しておく必要があります。繰り返になりますが、そのような協議の場には、性別や世代等の偏りが無いように配慮し、男性、女性、地域に住む様々な立場の方が参画できるように環境を整えておくことが前提となります。

そして、そのような多様な方が参画できる環境をつくるには、平常時からの地域の取組が基本となります。男女共同参画の視点を取り入れた避難所を避難所運営のための組織が運営できるように、地域の組織自体に多様性があるのかどうか、例えば、地域の役職に女性が3割以上参画しているか、地域を拠点に活動する子育てサークルや市民活動団体、保育所・幼稚園、学校、病院、宅老所等の福祉施設、企業等が地域のことを決める話し合いの場に参画しているか等、点検してみるのも大切です。

### (3) 定期的な避難訓練、学習会の実施

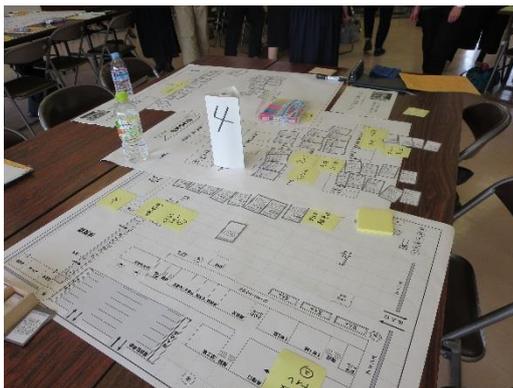
避難所に避難してくる人たちを想像してみましょう

地域には、特別なニーズを持つ人やさまざまな背景や事情を持つ人が暮らしています。大規模災害が発生した場合には、それら地域の方や観光客、通勤、通学で通りかかった方等、多様な方が避難所に避難される可能性があります。安全・安心な避難所を運営するには、日ごろからの研修や訓練が必要不可欠です。

#### ①こんな研修してみませんか！

##### □研修1「避難所HUG」(Hinanzyo Unei Game=避難所運営ゲーム)を活用した研修

「避難所HUG」は、避難所運営を皆で考えるためのひとつの手法として静岡県が開発したものです。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。



##### □研修2「男女共同参画の視点」を取り入れた防災を学ぶ研修

佐賀県立男女共同参画センターで実施している「男女共同参画お届け講座」を活用した座学研修もお勧めです。男女共同参画の視点を取り入れた防災に詳しい講師を地域の団体やグループに派遣します。研修受講により男女共同参画の視点から、防災意識を高めてもらうことができます。※実施数には限りがあります。



### □研修3「多様な人が参加した避難所運営の実動訓練」

実際の避難を想定した研修の実施。地域のリーダーをはじめ、子育て中の家族、高齢者、障害者、外国人等、地域に住んでいる多様な事情を抱える方に参加してもらい、避難所の設営から運営（避難者の受入れ、間仕切りやトイレ・物干し場・更衣室、女性専用スペース、子ども学習スペース等の避難スペースのつくり方、支援物資の配布、炊き出し、不審者への警備、バリアフリーに対応していない避難所の環境改善等）までを地域の避難所で実施します。最初から一度に実施できるものではないので、どの段階（初動期、展開期、安定期、撤収期等）の内容を実施するかについて整理すると取り組みやすいです。民生委員や社会福祉協議会、育成会、地域の福祉施設、外国語を母語とする方や障害を持つ方等の当事者団体等と連携することで、より多様な視点を取り入れることができます。また、多様な視点を取り入れた実動訓練を繰り返すことで、市町の防災担当・福祉担当・男女共同参画担当等の関係部署の横の連携を強固にすることができます。



## ②実践に学ぶ！

### □事例1「自主防災活動に多様性（女性や若者の意見）を取り入れるための取組」

自主防災組織の役員は、自治会や町内会の組織の役員で構成されることが多いため、現状では女性や若者が参画することが難しい状況です。自主防災活動に多様な意見を言いやすく協力しやすい環境をつくり、災害直後の避難行動や避難生活での体制づくりを効果的に行うための土台をつくっている事例です。

<仙台市地域防災リーダー（SBL:SendaiShiChiiki Bousai Leader）の取組>

仙台市では、平成24年度から仙台市独自の講習カリキュラムに基づき、仙台市地域防災リーダー（以下、SBL）の養成を開始しています。SBLの役割は、町内会長等を補佐しながら、さらには同じ地域防災リーダー同士が協力し、理解を得ながら、ともに地域に根差した自主防災活動を推進していくことです。SBLの

受講者の募集方法は、各区の連合町内会長協議会推薦枠に加え、平成 25 年度からは、地域の自主防災組織等と協力して活動を行うことを条件に一般公募枠を設け、女性や若い世代の受講者の増加を図っています。平成 31 年 2 月末現在の地域で活動している S B L 人数は 653 名（うち女性 163 名）。（「仙台市地域防災リーダー（S B L）とは」仙台市ホームページより）

片平地区では、「片平地区子どもまちづくり隊」を組織し、片平丁小学校や五橋中学校と連携し、まちづくりへの活動意欲を有する中学生の活動の場として各種防災イベントに積極的に参加させる等、ジュニア S B L の育成に取り組んでいます。（「地区防災計画モデル事業報告」平成 29 年 3 月内閣府（防災担当）より）

岩切町内会連合会では、人をつなぐ・地域をつなぐことの重要性について女性 3 名で研修会を開催し、「女性防災活動」の発表、わがまちに起こりうる災害像をより具体的にイメージする「D I G」、気づきを学ぶ「クロスロードゲーム」を実施しています。また、地域の S B L 5 名で、町内会ごとに分けたグループにそれぞれの地域の地図を準備し、防災マップの作成方法を指導。中学生は自分の住む町内会のグループに参加し、大人とともに作業を行いました。町内会ごとに防災マップを作成することで、防災がより身近になるための取組を行っています。（「各区の活動状況」仙台市ホームページより）

## □事例 2 「地方防災会議の女性委員の割合を高める工夫」

<市町村の事例（岡山市、北九州市等）>

岡山市（平成 24 年 10 月 15 日時点 40.4%）、北九州市（同 28.3%）のように、市町村防災会議において、女性委員の割合が高い市町村もあります。これらの地方公共団体は、首長が男女共同参画推進に強いリーダーシップを発揮しています。

市町村防災会議の委員は、都道府県防災会議の組織の例に準じて、市町村の条例等により定めることとされており、岡山市では市長が必要と認めた者として、また北九州市では学識経験のある者や市長が防災上必要と認める者として、女性団体や特定非営利活動法人で活動している女性を委員に充てています。このほか、兵庫県三木市や鳥取県鳥取市のように委員を公募する例もあります。（「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集」より）

## □事例 3 「行政職員の防災意識の向上のための取組」

<佐賀県内の事例>

大規模災害に備え、担当課だけではなく、全職員で対応できる体制を事前に整えていくことが必要です。非常時に対応する担当課が決まっていると、担当以外の職員は危機感を持ちにくいものです。武雄市や小城市をはじめとする市町では、全職員をグループ分けして対応する体制を整えています。職員は、必ずいずれかのグループに所属し、災害時の対応にあたることにしたので職員の防災の意識が高まったそうです。

## 第Ⅳ章 さいごに

### ① これからの取組

このたび、大規模災害発生時における避難所の自主運営に「男女共同参画の視点」を取り入れていただくため、「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」を作成しました。

市町におかれましては、本手引きを、市町の防災計画や各避難所の運営マニュアル、男女共同参画基本計画等の中に位置付けていただき、男女共同参画の視点を防災の場面や災害発生時、そして復興の場面に取り入れていただきたいと考えております。

そして、いつ発生するかわからない災害に備え、地域のみなさまや防災に関わる全ての皆様に、ご理解、普及していくための啓発や研修、実動訓練の場でご活用いただきたいと思っております。

佐賀県と佐賀県立男女共同参画センターでは、男女共同参画の視点を防災に取り入れるために、順次、下記の項目についての取組を進めていく予定です。

- ①市町の「災害時避難所マニュアル」に、男女共同参画の視点を取り入れるために必要な情報提供を行います。
- ②男女共同参画の視点を持った地域で活躍する女性防災リーダーの育成に資する事業に取り組みます。
- ③「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営」を県内に広く浸透させるため、啓発資材の開発に努めます。

※取組情報は、順次準備が整い次第、アバンセホームページで更新いたします。  
(アバンセホームページ <http://avance.or.jp>)

## 第V章 チェックリスト・関係資料

### ① 簡易チェックリスト～災害時の発生対応から平常時の準備までのポイント～

これは、各項目の要点をチェックリスト化したものです。避難所の体制を点検し改善するための手引きとして活用できます。

#### 災害時の発生対応

##### 【避難所の開設】

区分（参照ページ）	チェック項目	確認
(1) 避難所の安全確認 (7 ページ)	①安全が確保された場所で、安全に開設の準備ができているか	<input type="checkbox"/>
(2) 女性参画を視野に入れた避難所運営のための組織の立ち上げと注意点 (7 ページ)	①居住組長などの各役割は、できるだけ交代制にしているか	<input type="checkbox"/>
	②特定の人だけに負担が偏らないように注意しているか	<input type="checkbox"/>
	③交代する時は、情報を共有しているか	<input type="checkbox"/>
	④班の責任者は複数名であり、男女両方で担っているか	<input type="checkbox"/>
(3) 避難所のレイアウト例（避難所開設時） (10 ページ)	①車いすが通れる大きな通路（幅 110 cm以上）と小さい通路を組み合わせ移動しやすい通路をつくっているか	<input type="checkbox"/>
	②乳幼児世帯、単身女性や女性のみ世帯などが優先的に入るスペースをつくっているか	<input type="checkbox"/>
	③要配慮者は、できるだけ通路側に誘導しているか	<input type="checkbox"/>
	④更衣室とトイレは男女別に設置しているか（可能であれば、だれでも使える更衣室やトイレもこの段階で準備する）	<input type="checkbox"/>
	⑤授乳室は女性専用のため、他に、誰もが利用できるスペースにミルクを作る設備を設置しているか	<input type="checkbox"/>
	⑥誰もが利用できるスペースにオムツ替えスペースを設置しているか	<input type="checkbox"/>
	⑦情報発信と情報を収集するためのコーナーを設置しているか	<input type="checkbox"/>

### 【避難所運営の体制づくり】

区分（参照ページ）	チェック項目	確認
(1) 運営本部の設置 ～住民主体の避難 所運営～ (12 ページ)	①全体が見渡せる目立つところに設置しているか	<input type="checkbox"/>
(2) 避難者の把握 (12 ページ)	①避難者には「避難者受付簿」または「避難者カード」の記入を促し、外部からの訪問者には、必ず声をかけ対応しているか	<input type="checkbox"/>
	②避難者の情報を適切に管理運営し、避難者の安全を確保しているか	<input type="checkbox"/>
	③外部からの安否確認への回答を希望しない方に対して、存否の応答をしない対応ができているか	<input type="checkbox"/>
	④避難者カードを活用し、特別に配慮が必要な事項等を把握し、支援につなげているか	<input type="checkbox"/>
	⑤避難者カードへの特技や資格等の記入により、避難所運営に必要な人材（子どもの学習支援や見守り支援、介助支援など）を把握しているか	<input type="checkbox"/>
	⑥避難所に避難したくてもできない被災者の情報を把握し、必要な物資の配給や支援につなげているか	<input type="checkbox"/>
(3) 安全・安心な空間の確保 ～プライバシー保護や 性暴力・性被害の防止 等～ (14 ページ)	①間仕切りの使用を避難者が選択できるようにしているか	<input type="checkbox"/>
	②物干し場を男女別に設置し、外から見えないように配慮しているか	<input type="checkbox"/>
	③誰でも使えるトイレや更衣室を男性用、女性用とは別に設置しているか	<input type="checkbox"/>
	④ごみの分別収集や調理前の手指・調理器具の消毒の徹底など、衛生面への配慮をしているか	<input type="checkbox"/>
	⑤医療・保健・福祉の専門家と連携し、健康面への配慮をしているか	<input type="checkbox"/>
	⑥マットや段ボールベッド等の簡易ベッドを導入し、寝床の改善をしているか	<input type="checkbox"/>
	⑦性暴力・性被害を防止するために、巡回・防犯ブザーの配布、相談情報の周知などの対策をしているか	<input type="checkbox"/>
	⑧安全・安心に配慮したトイレの設置と運用を行っているか	<input type="checkbox"/>
	⑨情報収集コーナーの充実を図っているか	<input type="checkbox"/>
	⑩男性も利用しやすいオムツ替えスペースになっているか	<input type="checkbox"/>
	⑪周囲の視線を気にすることなく過ごせる女性専用スペースを設置しているか	<input type="checkbox"/>

	⑫子どもが自由に遊べるスペースや勉強できるスペースを設置しているか	<input type="checkbox"/>
	⑬託児・託老所などの預け合いや助け合い体制を整え、生活再建に専念できる環境を整えているか	<input type="checkbox"/>
(4) 支援物資等の仕分けや管理 (26 ページ)	①性別や年齢で役割を決めず、ローテーションを組み、一部の人に負担が集中しないように注意しているか	<input type="checkbox"/>
	②男女両方が担い、生理用品や下着等の女性用品は女性の担当者から配布しているか	<input type="checkbox"/>
	③特別な配慮が必要な事項は、当事者や当事者グループに運営に関わってもらい対応しているか	<input type="checkbox"/>
	④避難者カード等の情報を活用し、物資の配給が必要な在宅避難者への支援につなげているか	<input type="checkbox"/>
(5) 心のケア (28 ページ)	①医療従事者の診察や相談等を依頼するときは、男女ペアでの派遣を依頼しているか	<input type="checkbox"/>
	②男女それぞれが参加しやすい交流イベントを開催し、口にしづらい避難者のニーズ把握や孤立を防ぐことに努めているか	<input type="checkbox"/>
	③相談窓口の情報を抵抗感なく受け取ってもらえる工夫をしているか	<input type="checkbox"/>

### 【多様性への配慮】

区分 (参照ページ)	チェック項目	確認
(1) 多様な方が避難する避難所 (31 ページ)	①多様な当事者との共同運営ができているか	<input type="checkbox"/>
	②専門機関や福祉避難所等との連携がとれているか	<input type="checkbox"/>
(2) 多様なニーズの積極的な掘り起し (37 ページ)	①対象者ごとに聞き取りができる安心して話せる場をつくっているか	<input type="checkbox"/>
	②口にしづらい要望を吸い上げる方法としてリクエスト票を活用しているか	<input type="checkbox"/>
(3) 女性もリーダーとして活躍できる環境づくり (38 ページ)	①女性たちが活動しやすい環境をつくっているか	<input type="checkbox"/>
(4) 環境改善への取組 (38 ページ)	①環境改善の取組を周知しているか	<input type="checkbox"/>
	②家族のニーズ把握のために女性へのニーズ調査を行っているか	<input type="checkbox"/>
	③男・女・多目的トイレのそれぞれに「意見箱」を設置しているか	<input type="checkbox"/>
	④単身女性や乳幼児がいる世帯、高齢者世帯など、個別にヒアリングを行い、多様なニーズを把握しているか	<input type="checkbox"/>

**平常時の準備****【安全・安心な避難所をつくるために、日ごろから取り組めること】**

区分（参照ページ）	チェック項目	確認
(1) 住民主体の生活の視点による運営 (40 ページ)	①日ごろから「男女共同参画」の研修の実施や啓発活動に取り組んでいるか	<input type="checkbox"/>
(2) 住民主体の運営組織の作り方 (40 ページ)	①地域行事や防災訓練などを通じて、地域の交流を深めているか	<input type="checkbox"/>
	②自主防災組織の役員に女性が 3 割以上参画しているか	<input type="checkbox"/>
	③自主防災組織や避難所運営のための組織の構成メンバーに、地域の団体やグループ等が参画できる環境を整えているか	<input type="checkbox"/>
(3) 定期的な避難訓練、学習会の実施 (42 ページ)	①性別や立場によって被災生活に違いがあることを知るための研修を地域で実施しているか	<input type="checkbox"/>
	②地域の避難所を会場に、地域の避難所運営マニュアルを用いた実動訓練とマニュアルの見直しを定期的に行っているか	<input type="checkbox"/>

## 2 備蓄品・非常持出袋（女性版・乳幼児版・妊婦版）

個人によって、必要なものは異なりますが、最低でも3日分（推奨1週間分）の食料や水、生活必需品等は、家庭に備蓄しておく必要があります。また、非常持出袋に準備した方が良い物としては、小銭（公衆電話用や自動販売機用に10円玉、100円玉）や予備のメガネやコンタクトレンズなどがあります。下記は、みんなが必要なものの以外にプラスして持っておいた方が良いものをリストアップしました。

### □女性版

生理用品（使い慣れているもの）

下着（下着一体型ブラジャー、サニタリーショーツも）、

おりものシート（下着を交換できないときに役立ちます）、

化粧品（化粧水、リップクリーム、ハンドクリームなど）、サラシ、防犯ブザー、

体拭きシート、トイレトペーパー、簡易トイレ、中身が見えないビニール袋、

臭いの漏れを防ぐ袋（防臭袋）、風呂敷（物を包んだり、敷物にも活用できます）など

【サラシ】薄手の白い布。

止血、子どもや体の小さな高齢者のおんぶ、生理用ナプキンの代わりなどさまざまな場面で活用できます。



### □乳幼児版（女性版にプラスして、さらに準備）

乳児用ミルク・哺乳瓶・

保温できる水筒（可能であれば、お湯入り）、

飲料水、離乳食、紙オムツ、

おしりふき、乳幼児用着替え、

授乳用ポンチョ、

子ども用のおもちゃ・本 など



### □妊婦版（女性版にプラスして、さらに準備）

母子手帳、ガーゼ、分娩準備品、

栄養補助食品 など



・食料、生活必需品等については、個々人によってニーズが違うことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名）や量、備蓄場所を住民に示し、個人の備えを促します。

### 3 相談窓口

相談を受けた方や、避難所での困りごとやトラブルに関する悩みを抱えている方へ

- 女性のための相談窓口…佐賀県DV総合対策センター 0952-26-0018**  
受付時間：火曜～土曜 9：00～21：00、日曜・祝日 9：00～16：30
- 男性のための相談窓口…佐賀県DV総合対策センター 080-6426-3867**  
受付時間：毎週水曜日（祝日は除く）19：00～21：00
- LGBTsの方への相談窓口…佐賀県DV総合対策センター 090-1926-8339**  
受付時間：毎月第2土曜日、第4木曜日 14：00～16：00
- 警察相談専用電話全国共通番号 「#9110」**  
(発信地を管轄する都道府県警察本部等の総合窓口につながります)
- 警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号 「#8103（ハートさん）」**  
(発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります)
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく支援専門家の相談窓口…佐賀県弁護士会 0952-24-3411**  
※佐賀県弁護士会が作成した、「被災者生活再建ノート」もご覧ください。被災された方が、弁護士等の専門家等から相談を受ける際に、受けられる公的支援制度等をまとめられています。  
(<https://www.sagaben.or.jp>)
- (公財) 佐賀県国際交流協会内「佐賀県災害多言語支援センター」0952-25-7921**  
※大規模な災害が発生すると、「佐賀県災害多言語支援センター」が立ち上がります。災害多言語支援センターでは、やさしい日本語を含む8言語で災害情報や、緊急情報、行政からの情報を発信します。発信する情報は協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.spira.or.jp>)
- 災害時の母乳育児や乳幼児の栄養等の相談窓口 hisai\_support@lll-japan.org**  
**CHECK! P61** ➡
- 建築士による無料相談窓口「わが家の安全、相談・診断」**  
…佐賀県安全住まいづくりサポートセンター 0952-26-2198  
受付時間：平日 9：00～17：00

・被災・被害状況に応じて、相談体制が整います。佐賀県のホームページや避難所を管轄する市町のホームページにて情報提供が行われるとともに、各避難所にも情報が提供されます。随時、最新の情報を確認してください。

4 災害フェーズにおける「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営業務」の流れ

①平時から実施すべき業務

大項目/中項目	項目	準備段階	初動（発災当日）	応急期（3日目まで）	復旧期（1週間まで）	
運営体制の確立	1. 避難所運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所支援班メンバーの選定（庁内・庁外）</li> <li>●各避難所に運営委員会を設置する</li> <li>●避難所派遣職員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を理解する</li> <li>●「避難所運営のための組織」の体制を整える（p40）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所派遣職員が災害対策本部との通信訓練</li> <li>●避難所運営委員会が定期的な会議を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催（必要に応じNPO・ボランティア等の参画）</li> <li>●食事数の把握・要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政職員の応援要請</li> <li>●ボランティアの派遣要請</li> </ul>	
	2. 避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害想定に応じた避難所を確保</li> <li>●福祉避難所 / スペースの確保</li> <li>●被害想定に応じた備蓄物資計画を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの揭示</li> <li>●協定等により支援専門職員を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難所以外の避難所の把握</li> <li>●車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日帰りサービス施設等を確保</li> </ul>	
	3. 初動の具体的な事前想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所における二次被災可能性の確認を実施</li> <li>●避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施</li> <li>●避難所からの要請が無くても物資を届ける（プッシュ型）体制を実施</li> <li>●女性の「主体的な担い手」としての位置付ける（p41）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特殊ニーズ聞き取り票を作成</li> <li>●避難者、地域住民の役割分担を整理</li> <li>●定期的な避難訓練、学習会の実施（p42）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延焼火災の危険性・可能性の確認</li> <li>●女性の能力や意見を生かせる場を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所開設前に二次被災可能性を確認</li> <li>●備蓄物資を避難所へ配布</li> </ul>	
	4. 受援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害ボランティアセンター設置の必要性を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救護・巡回のための医師・看護師の要請</li> <li>●住民の受援力を高める施策を実施する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様なニーズに対応するためのボランティアを要請</li> <li>●行政職員の応援要請</li> </ul>
	5. 帰宅困難者・在宅避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者対策の必要性を確認</li> <li>●在宅避難者の安否確認の方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者への対応を企業等に要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者の誘導</li> <li>●在宅避難者の安否確認を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅避難者への生活支援</li> </ul>

※青字表示は本手引きに記載がある項目。

※内閣府「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）を参考に佐賀県立男女共同参画センターが加筆して作成。

※対応の規模や時期は、市町によって異なる

4 災害フェーズにおける「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営業務」の流れ

②災害時に実施すべき業務

大項目/中項目	項目	準備段階	初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復旧期(1週間まで)	復興期	
避難所の運営	6. 避難所の運営サイクルの確立	●避難所運営の実施手順の確立	●避難所の被害状況確認 ●危険箇所のチェック ●立入禁止場所の表示	●避難所運営方針の決定 ●避難所運営ルールの確立 ●避難所運営会議(定例)を実施する(必要に応じNPO・ボランティア等の参画) ●女性たちが活動しやすい環境づくり(p38)			
		●「避難所運営のための組織」の体制を整える ●避難所運営の実働訓練を行う	●安全第一(p7) ●役割は交代制(p7) ●女性の参画(p7) ●運営本部・受付の設置(p12)				
		●無線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ●無線等情報機器のための電源を確保	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否照会対応(外部からの問合せ) ●避難所の開設状況を周知する ●災害対策本部からの情報周知 ●マスク対応	●携帯電話・スマートフォンの充電手段確保 ●ライフラインの復旧情報の確認・提供	●生活支援情報を仕分け、わかりやすい掲示をする ●見やすい掲示を心がける	●在宅避難者への支援情報の発信 ●地域の被害状況を集約
	7. 情報の取得・管理・共有	●マスコミ取材対応方法を検討 ●地域の被害状況の集約方法を検討	●避難者一人ひとりが多様なニーズを抱えており、個人情報公開を望まない方もいることを知る	●避難情報掲示板の設置(p10) ●避難者の安全確保(p12)	●避難者カードによるニーズの把握(p12) ●避難者カードによる人材の把握(p12) ●在宅避難者の把握(p12) ●DV被害者への対応(p35) ●LGBTsの方への対応(p35) ●外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方への対応(p36)	●情報収集コーナーの充実(p14) ●環境改善の取組周知(p38) ●意見箱の設置(p38) ●個別ヒアリングの実施(p38)	
		●物資供給計画の作成	●地域資源(食料)の活用 ●備蓄物資の配布	●避難所・在宅避難者別に必要食数の報告 ●食料の数量管理、衛生的な保管状態	●炊出し実施のための調理器具や食材 ●暖かい食事の提供・栄養面に配慮 ●在宅避難者への食料・物資配布 ●個人属性に応じた栄養面への配慮		
		●在宅避難者用物資の配布体制を確保 ●備蓄品等の見直しを行うときは、女性や災害時要配慮者の視点から行う ●支援物資の種類や配給方法に多様な視点が入るよう女性や災害時要配慮者が地域活動に主体的に関わる ●在宅避難者への物資の配布リストや経路等を事前に検討する	●役割分担(p26) ●支援物資の配布(p26)	●多様な当事者の参画(p26) ●乳幼児や乳幼児を育てている家族への対応(p32) ●介護が必要な高齢者・障害者とそのケア者への対応(p33) ●外国語を母語とする方や文化・宗教上の配慮が必要な方への対応(p36)	●在宅避難者への支援や物資の配布(p26)		
	8. 食料・物資管理	●災害用トイレの確保・管理計画を作成 ●災害時の水洗トイレの使用ルールを作成 ●汲み取り業者との協定締結 ●手洗い用の水・石鹸を確保 ●備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	●既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認 ●生理用品等を確保する ●トイレの使用ルールの周知・掲示	●高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する ●トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する ●使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所を確保する ●避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)を作成する	●トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握 ●誰でも使えるトイレの設置(p14・17) ●乳幼児や乳幼児を育てている家族への対応(p32) ●介護が必要な高齢者・障害者とそのケア者への対応(p33) ●LGBTsの方への対応(p35)	●感染症が出た時の専用トイレ確保 ●人工肛門・人工膀胱保有者のための 装具交換スペースを検討する	
			●トイレ対策(p22) ●性暴力・性被害を防止するための対策(p21)				
			●手洗い方法の周知徹底	●トイレの衛生的な管理、汚物の回収	●ハエ・蚊等の害虫対策	●炊出し等調理する人の健康チェック	
9. トイレの確保・管理	●ゴミの集積場所を決める ●食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	●衛生面の配慮(p18)	●衛生面に配慮したトイレ(p25)				
		●避難者の健康管理シートの作成 ●感染症予防の重要性を確認	●感染症への対応(感染症の予防) (インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒) ●避難所の換気 ●健康面の配慮(p18)	●心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制 ●暑さ・寒さ対策 ●男女ペアでの医療従事者等の派遣依頼(p28) ●交流イベントの開催(p28) ●情報提供の工夫(p28)	●持病への対応(持病の悪化防止) ●健康相談窓口の確保(健康相談・管理)		
		●床に直接寝ることによる病気になる可能性を知る ●健康被害が出る可能性があることを知る	●毛布の配布	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ●寝床の改善(p18)			
10. 衛生的な環境の維持	●旅館・銭湯など民間事業者との協定締結 ●入浴の際に配慮が必要な方がいることを知る	●避難者の属性に応じた下着類の確保	●体や季節に合った衣類の確保 ●物干し場の設置(p17) ●LGBTsの方への配慮(p35)	●洗濯場(洗濯機・乾燥機)の確保			
		●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施					
		●シャワーや風呂の確保 ●介護が必要な高齢者・障害者とそのケア者への対応(p33) ●LGBTsの方への配慮(p35) ●心のケアイベント・サロン活動等					
11. 避難者の健康管理	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●配慮が必要な人の把握	●避難者同士の見守り体制を確保する ●外国語の対応	●施設、病院への入院、入所の検討 ●福祉避難所へ移動・専門施設への入所を検討 ●ボランティアニーズの把握	●多様な当事者との共同運営(p31) ●専門機関や福祉避難所等との連携(p31) ●安心して話せる場の設定(p37) ●リクエスト票の活用(p37) ●家族のニーズ把握のための女性へのニーズ調査(p38)		
		●誰もが通れる通路(p10) ●多様性に配慮した避難者スペース(p10) ●プライバシーへの配慮(p10) ●オムツ替えスペースの確保(p10)	●授乳室/スペースの設置	●女性特有の物資(生理用品等)の確保 ●性暴力・性被害を防止するための対策(p21)	●安心して話せる場所の確保		
		●地域防災に女性が参画し、女性や高齢者、子どもの意見が反映されやすい避難所運営の体制をつくる ●子どもの預け合いや助け合いの体制を検討する	●授乳室の設置(p10)		●女性専用スペースの設置(p19) ●子どものスペースや学習スペースの設置(p19)		
12. 寝床の改善	●地域の防災対策を実施する ●災害時にも性暴力・性被害が発生する恐れがあることを知る	●自衛(夜間一人では行動しない) ●性暴力・性被害を防止するための対策(p21) ●避難者への面会希望への対応(p14)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設			
		●ペットの潜在ルールの確立を検討する					
		●ペットの滞在ルールの確立 ●退所目的の把握	●生活再建支援情報の周知 ●避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動 ●学校の場合授業再開に向けた話し合い ●避難所の解消日を検討・周知				
13. 衣類	●ペットへの対応	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
14. 入浴	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
15. 配慮が必要な方への対応	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
16. 女性・子どもへの配慮	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
17. 防災対策	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
18. ベットへの対応	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					
19. 避難所の解消に向けて	●要配慮者の潜在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での潜在可能性検討) ●間仕切りや授乳室、更衣室、要配慮者専用のスペースなどの設置場所や設置の仕方を地域で協議しておく ●要配慮者の預け合いや助け合いの体制を検討する	●ペットの滞在ルールの確立を検討する					
		●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化					
		●避難所の解消に向けて					

※青字表示は本手引きに記載がある項目。

※内閣府「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月)を参考に佐賀県立男女共同参画センターが加筆して作成。

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町によって異なる

## 5 参考資料

- (1) 避難者受付簿・避難者カード（佐賀県版） 作成：佐賀県
- ①避難者受付簿 ..... 55
- ②避難者カード ..... 57
- ※避難者受付簿・避難者カードは、多言語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）に対応しています。問い合わせ先：（公財）佐賀県国際交流協会（0952-25-7971）
- (2) 避難所開設チェックリスト ..... 60
- (3) 災害時の赤ちゃんの栄養 ..... 61
- 作成：母と子の育児支援ネットワーク「災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会」
- (4) 暴力予防のための掲示（配布）物
- ①避難所防災ポスター ..... 63
- 作成：全国女性会館協議会、減災と男女共同参画 研修推進センター
- ②「防災女子」防災防犯マニュアル ..... 65
- 作成：静岡県警察
- (5) 多様な性について考えよう～性的指向と性自認～ ..... 67
- 作成：公益財団法人人権教育啓発推進センター
- (6) 災害用トイレの特徴と留意点 ..... 69
- 出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所『災害用トイレ普及・推進プロジェクト災害対策トイレ情報ガイド2019（P128～129）』（2019年11月）
- (7) トイレを衛生的に保つ方法 ..... 71
- 出典：国土交通省水管理・国土保全局下水道部『マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（P51～55）』（平成28年3月）
- (8) リクエスト票「育児・介護・介助・女性関連物資の要望についてのアンケート」
- 作成：減災と男女共同参画 研修推進センター ..... 76
- (9) 被災者支援チェックリスト ..... 77
- 作成：佐賀県弁護士会
- ※被災された方が「受けられる公的支援制度」をまとめたリーフレット
- (10) 「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」の紹介 ..... 78
- (11) 佐賀県地域防災計画（H31.3.22 修正版）より
- 男女共同参画に関する記述の抜粋（一部） ..... 79

# 記入例

## ひなんしゃうけつけほ 避難者受付簿

うけつけ 受付 ばんごう 番号	ひなんしょめい 避難所名	〇〇小学校体育館				だいちょう 台帳 No.	1						
	こうく 校区・ じちかいめい 自治会名	だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ひなん 避難 にんずう 人数	ちゅうしゃ 駐 車 の うむ 有無	ひなんしょ たいざいりゆう 避難所の滞在理由 など	ひなんにちじ 避難日時	びこう 備考						
						たいしょにちじ 退所日時							
1	〇〇下区	佐賀 太郎	4	有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 床下浸水</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input checked="" type="checkbox"/> 被害なし	8/12 13:30	
<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損											
<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input checked="" type="checkbox"/> 被害なし											
						8/13 10:30							
2	△△北区	有明 花子	2	有 無	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input checked="" type="checkbox"/> 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 床上浸水</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input checked="" type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし	8/12 18:30	
<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損											
<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input checked="" type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし											
3	△△北区	—	2	有 無	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input checked="" type="checkbox"/> 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし	8/12 19:00	特記あり
<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損											
<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし											
4					<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし		
<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損											
<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし											
5				有 無	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし		
<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損											
<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 被害なし											

「自宅の被害」が不明な場合や記載したくない場合は不要

氏名を他の人に知られたくない場合や特に配慮が必要な場合等、別途「避難者カード」への記入がある場合

※世帯ごとに記入してください。

※通称名（通称）を普段からご使用の方は通称名（通称）でも差し支えありません。

※この用紙に記入していただいた情報については、市町の災害対策において避難状況を把握し、必要な支援を行うために利用し、それ以外の目的では使用しません。

※氏名等を他の人に知られたくない場合や特に配慮が必要な場合等は、別途「避難者カード」に記入してください。

# ひなんしゃうけつけぼ 避難者受付簿

うけつけ 受付 ばんごう 番号	ひなんしょめい 避難所名					だいちょう 台帳 No.								
	こうく 校区・ じちかいめい 自治会名	だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ひなん 避難 にんずう 人数	ちゆうしゃ 駐 車 の うむ 有無	ひなんしょ たいざいりゆう 避難所の滞在理由 など	ひなんにちじ 避難日時	たいしょにちじ 退所日時	びこう 備考						
				有 無	<input type="checkbox"/> じしゅひなん 自主避難 <input type="checkbox"/> ひなんしじなど 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> はんかい 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ひがい 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損	<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし			
<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損												
<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし												
				有 無	<input type="checkbox"/> じしゅひなん 自主避難 <input type="checkbox"/> ひなんしじなど 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> はんかい 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ひがい 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損	<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし			
<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損												
<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし												
				有 無	<input type="checkbox"/> じしゅひなん 自主避難 <input type="checkbox"/> ひなんしじなど 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> はんかい 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ひがい 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損	<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし			
<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損												
<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし												
				有 無	<input type="checkbox"/> じしゅひなん 自主避難 <input type="checkbox"/> ひなんしじなど 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> はんかい 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ひがい 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損	<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし			
<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損												
<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし												
				有 無	<input type="checkbox"/> じしゅひなん 自主避難 <input type="checkbox"/> ひなんしじなど 避難指示等による避難 じたく ひがい 自宅の被害 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊</td> <td><input type="checkbox"/> はんかい 半壊</td> <td><input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水</td> <td><input type="checkbox"/> ひがい 被害なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損	<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし			
<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊	<input type="checkbox"/> はんかい 半壊	<input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損												
<input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水	<input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水	<input type="checkbox"/> ひがい 被害なし												

※世帯ごとに記入してください。

※通称名（通称）を普段からご使用の方は通称名（通称）でも差し支えありません。

※この用紙に記入していただいた情報については、市町の災害対策において避難状況を把握し、必要な支援を行うために利用し、それ以外の目的では使用しません。

※氏名等を他の人に知られたくない場合や特に配慮が必要な場合等は、別途「避難者カード」に記入してください。

# 避難者カード

# 記入例

※応急期以降、又は必要に応じて世帯（家族）ごとに提出

記入日（避難日）		令和〇年 8 月 15 日		（避難日： 8 月 12 日）		記入者氏名		佐賀 一郎		受付番号	
自宅の被害		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 不明 ） <input type="checkbox"/> 被害なし		住所		<input checked="" type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 車中泊（避難所敷地内）		自宅避難で食料等を希望する場合は「その他」に「自宅」と記入し、左下の（特記事項）にその旨記入	
電話番号		0952-00-0000		携帯電話		090-0000-0000		自家用車		色	
メールアドレス（任意）		■■■@△△.co.jp		その他の連絡先		〒 -		避難所敷地内（駐車の場合）		白	
その他の連絡先（親戚など）		トランスジェンダー等の場合は（ ）内に記入 性別を記入したくない場合は記入不要		ペット		種類		猫		<input type="checkbox"/> 同伴（を希望する） <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 行方不明	
避難所を利用する人						備考（注1）					
避難所以外の場所に滞在する人も記入						病気・服薬・けが		要介護		障害	
氏名		生年月日		年齢		性別		身体		療育	
精神		妊産婦		アレルギー		医療・機器使用等		卵、小麦		人工透析車いす使用 心臓ペースメーカー	
ふりがな		さが 一郎		昭和2〇年		73		男		女	
佐賀 一郎		3月21日		( )		高血圧		要介護		3	
高血圧		(薬アムロジピン)		かかりつけ医・施設名		△△医院		利用介護サービス		095〇-00-00〇〇	
備考に記入した事項の詳細（要介護や障害の状態など）や各欄に記入内容が収まらない場合も、ここに記入してください		該当する場合は「〇」		ケアマネージャー名など		滞り場所		<input checked="" type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他		〇〇〇(医者)	
① 家族		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所	
滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所		滞り場所			

# ひなんしゃ 避難者カード

おうきゆうきこう また ひつよう おう せたい かぞく ていしゆつ  
 ※応急期以降、又は必要に応じて世帯（家族）ごとに提出

				ひなんしよめい 避難所名		うけつけばんごう 受付番号	
きにゆうび 記入日（避難日）		ねん がつ 日にち 年 月 日 (避難日： 月 日)		きにゆうしやしめい 記入者氏名			
じたく ひがい 自宅の被害		<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊 <input type="checkbox"/> はんかい 半壊 <input type="checkbox"/> いちぶはそん 一部破損 <input type="checkbox"/> ゆかうえしんすい 床上浸水 <input type="checkbox"/> ゆかしたしんすい 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> ひがいなし 被害なし					
じゆうしょ 住所		〒 —		たいざいをきぼう 滞在を希望 する場所		<input type="checkbox"/> ひなんしよ 避難所 <input type="checkbox"/> しゃちゆうほく ひなんしよしきちない 車中泊（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> その他 ( )	
こうく・じちかいめい (校区・自治会名)		( )		じかようしよ 自家用車		いろ 色	
でんわばんごう 電話番号		けいたいでんわ 携帯電話		ひなんしよしきちない 避難所敷地内 (駐車の場合)		しやしゆ 車種	
メールアド（任意）						ナンバ-	
た れんらくさき 連絡先		〒 —		ペット		しゆるい 種類	
しんせき (親戚など)						<input type="checkbox"/> どうはん きぼう 同伴（を希望する） <input type="checkbox"/> じたく 自宅 <input type="checkbox"/> ゆくえふめい 行方不明	
ひなんしよ りよう 避難所を利用する人				びこう 備考（注1）			
ひなんしよがい ぼしよ たいざい ひと きにゆう (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				びようき ふくやく 病気・服薬		しやうがいご 要介護	
しめい 氏名		せいねんがつび 生年月日		ねんれい 年齢		せいべつ 性別	
ふりがな		ねん 年		男・女			
		がつ 月		( )			
		にち 日					
とつきじこう とく はいりよ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう (特記事項) 特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や ひなんしようんえい きまうりよく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください。				かかりつけい かかりつけ医・ りようかいご 利用介護サービス		しせつめい 施設名	
				れんらくさき 連絡先		いしめいなど 医師名等	
たいざいぼしよ 滞在場所				<input type="checkbox"/> ひなんしよ 避難所 <input type="checkbox"/> じたく 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
(重要) 安否確認の問合せへの対応				かいとうをきぼうする ・ どうい 回答を希望する ・ 同意しない			
たいしよび 退所日				てんしゆつさき 転出先			

(注1) 要介護者、障害者は被保険者証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。

※この用紙に記入していただいた情報については、市町の災害対策において避難状況を把握し、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営に必要な最低限の範囲で共有します。

うらめん  
(裏面へ)

避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				備考 (注1)							
氏名	生年月日	年齢	性別	病気・服薬 ・けが	ようかいご 要介護	障害			にんさんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしようなど 機器使用等
				身体	療育	精神					
② 「家族」	ふりがな			ねん 年 が 月 に ち 日	男・女 ( . )						
	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください			かかりつけ医・ 利用介護サービス	しせつめい 施設名				いしめいなど 医師名等		
				たいざいばしよ 滞在場所	<input type="checkbox"/> ひなんしよ 避難所 <input type="checkbox"/> じたく 自宅 <input type="checkbox"/> そのた ( )						
	(重要) 安否確認の問合せへの対応						回答を希望する ・ 同意しない				
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				備考 (注1)							
氏名	生年月日	年齢	性別	病気・服薬 ・けが	ようかいご 要介護	障害			にんさんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしようなど 機器使用等
				身体	療育	精神					
③ 「家族」	ふりがな			ねん 年 が 月 に ち 日	男・女 ( . )						
	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください			かかりつけ医・ 利用介護サービス	しせつめい 施設名				いしめいなど 医師名等		
				たいざいばしよ 滞在場所	<input type="checkbox"/> ひなんしよ 避難所 <input type="checkbox"/> じたく 自宅 <input type="checkbox"/> そのた ( )						
	(重要) 安否確認の問合せへの対応						回答を希望する ・ 同意しない				
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				備考 (注1)							
氏名	生年月日	年齢	性別	病気・服薬 ・けが	ようかいご 要介護	障害			にんさんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしようなど 機器使用等
				身体	療育	精神					
④ 「家族」	ふりがな			ねん 年 が 月 に ち 日	男・女 ( . )						
	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください			かかりつけ医・ 利用介護サービス	しせつめい 施設名				いしめいなど 医師名等		
				たいざいばしよ 滞在場所	<input type="checkbox"/> ひなんしよ 避難所 <input type="checkbox"/> じたく 自宅 <input type="checkbox"/> そのた ( )						
	(重要) 安否確認の問合せへの対応						回答を希望する ・ 同意しない				

## (2) 避難所開設チェックリスト

避難所名：

実施者名：

実施日： 年 月 日

区分	チェック項目	確認
1. 避難所の開錠（市町避難所担当職員もしくは施設管理者）	①開錠を市町災害対策本部へ報告したか	<input type="checkbox"/>
2. 建物の安全点検（市町避難所担当職員もしくは施設管理者） ※安全確認が済むまで避難者を入れない ※市町避難所担当職員もしくは施設管理者が避難所に到着できない場合は、避難所運営のための組織が行う。	①建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>
	②火災は発生していないか、ガス漏れはないか	<input type="checkbox"/>
	③建物に大きなひび割れはないか	<input type="checkbox"/>
	④窓ガラスなどの危険な落下物はないか	<input type="checkbox"/>
	⑤自動車乗り入れの規制	<input type="checkbox"/>
3. ライフラインの確認（施設管理者もしくは避難所担当職員） ※市町避難所担当職員もしくは施設管理者が避難所に到着できない場合は、避難所運営のための組織が行う。	①電気は使用可能か	<input type="checkbox"/>
	②ガスは使用可能か	<input type="checkbox"/>
	③上水道が使えるか	<input type="checkbox"/>
	④電話は使用可能か	<input type="checkbox"/>
	⑤インターネットは使用可能か	<input type="checkbox"/>
	⑥放送設備は使用可能か	<input type="checkbox"/>
	⑦無線は使用可能か	<input type="checkbox"/>
	⑧トイレ・多目的トイレは使用できるか	<input type="checkbox"/>
	⑨FAXは使えるか	<input type="checkbox"/>
	⑩避難者からの情報収集	<input type="checkbox"/>
4. 避難所運営のための組織の参集確認	①事前に作成した名簿で確認	<input type="checkbox"/>
5. 避難者受入スペースの確保・指定	①事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する	<input type="checkbox"/>
	②室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理する	<input type="checkbox"/>
6. 避難所の運営本部を設置	①施設管理者と共に、業務の安全確認	<input type="checkbox"/>
	②放送設備、非常用設備などの確認	<input type="checkbox"/>
7. 市町災害対策本部への報告	①FAX、電話、伝令などの手段を用いて市町災害対策本部へ連絡する	<input type="checkbox"/>
8. 避難者の把握	①避難者受付簿または避難者カードへの記入を促す	<input type="checkbox"/>
9. 避難者へ施設被害状況、避難所のルールなどの説明	①混乱時のため冷静な態度でゆっくり説明する	<input type="checkbox"/>
	②混乱を極力沈静化させる	<input type="checkbox"/>
	③避難所共通ルールのコピーを配布する	<input type="checkbox"/>
	④トイレの使用場所と火気についての注意をする	<input type="checkbox"/>
	⑤避難者受付簿（避難者カード）未記入者への再依頼	<input type="checkbox"/>
	⑥要配慮者（高齢者・障害者・子どもなど）への協力を周知する	<input type="checkbox"/>
10. 非常用設備及び物資の確認	①水、食料、生活物資の有無	<input type="checkbox"/>
11. 市町災害対策本部への要請事項の整理	①応援職員の必要性	<input type="checkbox"/>

（熊本市「大規模災害から命と暮らしを守るための熊本市避難所開設・運営マニュアル—様式集—  
（平成30年5月改訂）一部加筆修正」

# 災害時の赤ちゃんの栄養



～「疲れた」なんて言えなくて頑張っているお母さんに～  
赤ちゃんの栄養で困ったときは

## 乳児用ミルクをあげているお母さんへ

ミルクを確保し、できるかぎり清潔に調乳しよう  
と気を張りつめておられることでしょう。

- ✳️ 粉ミルクは70度以上で調乳する（一度沸騰させて熱いうちに溶かす）ことができれば、細菌を死滅させることができます。
- ✳️ 容器を洗って消毒・殺菌することが難しいときは、使い捨ての紙コップが役に立ちます。
- ✳️ 調乳後の粉ミルクも液体ミルクも飲まなかった分は破棄します。

## コップで飲ませる方法

- ✳️ コップが下唇に軽くふれ、コップの縁が上唇の外側にふれるように
- ✳️ コップを唇につけたまま、赤ちゃんが自分で飲むようにする
- ✳️ 赤ちゃんの口の中にミルクを注ぎ込まないようにしましょう



## 赤ちゃんを落ち着かせ、ママも肩の力を抜くために

- ✳️ たくさん抱っこ
- ✳️ 肌と肌をふれあわせ  
スキンシップ
- ✳️ 乳房を何回でも含ませてみる
- ✳️ 深呼吸
- ✳️ 子育てママが集まって  
情報交換
- ✳️ 肩や背中へのマッサージ
- ✳️ 気持ちを聴いてもらう



## 困ったときに

- ✳️ 災害時の母乳育児相談～よく聞かれる質問  
[https://i-hahatoko.net/?page\\_id=570](https://i-hahatoko.net/?page_id=570)



- ✳️ 母乳育児や乳幼児の栄養などの相談窓口  
<https://lll-japan.org/tel/>



## 母乳をあげているお母さんへの情報は裏面です

2018年6月  
2023年3月一部改訂

母と子の育児支援ネットワーク 「災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会」 <https://i-hahatoko.net/>

NPO法人ラ・レーチェ・リーグ日本  
母乳育児支援ネットワーク

<https://lll-japan.org/>  
<https://bonyuikuji.net/>

NPO法人日本ラクテーション・コンサルタント協会

<https://jal-net.jp/>

-61-

イラスト：Tomo Miura  
写真：Sannomiya, Rieko

# 災害時の赤ちゃんの栄養



～「疲れた」なんて言えなくて頑張っているお母さんに～  
赤ちゃんの栄養で困ったときは

## 母乳をあげているお母さんへ

母乳には免疫が含まれていますので、あげ続けていると赤ちゃんが病気にかかりにくくなります。

- ✳️ 欲しがるときに欲しがらだけ吸ってもらいましょう。
- ✳️ スキンシップをたくさん取りましょう。
- ✳️ できるかぎり、リラックスして過ごしましょう。

一時的に母乳が出にくくなったと感じても、大丈夫。

赤ちゃんがひんぱんに飲むことで母乳の量は増えていきます。

足していたミルクが少なくてすむようになったり、足さなくてすむようになることもあります。赤ちゃんが十分に母乳を飲めていないのではと不安になったら、おしっこウンチの回数を数えます。

“おしっこウンチがいままでと同様に出ている”なら飲めている証拠です。

もし、いつもより少ないと感じたら……、医療者や相談窓口へ、遠慮なく相談しましょう。



## 赤ちゃんを落ち着かせ、 ママも肩の力を抜くために

- ✳️ たくさん抱っこ
- ✳️ 肌と肌をふれあわせスキンシップ
- ✳️ 乳房を何回でも含ませてみる
- ✳️ 深呼吸
- ✳️ 子育てママが集まって情報交換
- ✳️ 肩や背中へのマッサージ
- ✳️ 気持ちを聴いてもらう



## 困ったときに

- ✳️ 災害時の母乳育児相談～よく聞かれる質問  
[https://i-hahatoko.net/?page\\_id=570](https://i-hahatoko.net/?page_id=570)



- ✳️ 母乳育児や乳幼児の栄養などの相談窓口  
<https://lll-japan.org/tel/>



## 乳児用ミルクをあげているお母さんへの情報は裏面です

2018年6月  
2023年3月一部改訂

母と子の育児支援ネットワーク 「災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会」 <https://i-hahatoko.net/>

NPO法人ラ・レーチェ・リーグ日本  
母乳育児支援ネットワーク

<https://lll-japan.org/>  
<https://bonyuikuji.net/>

NPO法人日本ラクテーション・コンサルタント協会

<https://jal-net.jp/>

# 困ったことがあったら なんでも相談してください

例えば…

※ 眠れない

遠慮やガマンは  
しないでね!

※ 授乳がおちついてできない

※ 体調が悪そうな人がいる

※ 子どもの様子が心配

※ 子どもや高齢者の一時預け先がない

※ キケンを感じた etc



あなたの相談が、他の方の助けになるかもしれません

©全国女性会館協議会

## 【文例】

- 避難所の相談窓口は〇〇です。
- 「意見箱」を避難所内に複数設置していますので、ご利用ください。
- 受付協の情報コーナーに各種の支援情報が掲示されています。  
ネットからも支援情報にアクセスすることができます。
- 男女、性自認にかかわらず相談できます。
- 以下の相談窓口もご利用ください。

〇〇市男女共同参画センター 電話 XXX (XXX) XXXX

警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号（地元都道府県警察の窓口につながります）「#8103（ハートさん）」

チャイルドホットライン（18歳までの子どもがかかる電話） 電話 XXX (XXX) XXXX

〇〇市国際交流センター 電話 XXX (XXX) XXXX

# 困ったことがあったら なんでも相談してください

例えば…

※ 眠れない

※ 授乳がおちついてできない

※ 体調が悪そうな人がいる

※ 子どもの様子が心配

※ 子どもや高齢者の一時預け先がない

※ キケンを感じた etc

遠慮やガマンは  
しないでね!



あなたの相談が、他の方の助けになるかもしれません

静岡県警察

防災防犯マニュアル  
～赤のまもり～

# 防災女子

※相談窓口の電話番号を書き込んでおきましょう！

電話番号：

◇女性相談センター (DV相談が1例)

電話番号：

◇最寄り警察署

電話番号：

避難所での困りごとやトラブルに関する相談は、最寄りの警察署又は避難所の相談窓口、女性相談センターへ！

## ～相談について～

- ・ 犯罪の起きにくい環境をつくろう
- ・ 避難所での作業は、男女共同で行おう

プライベートスペースを確保することや、トイレ、物干し場等の配置を少し変えるだけでも犯罪等の起きにくい環境をつくることができま

す。女性の目線から意見を述べると、避難所の運営に積極的に参加し、物資の配分や炊き出しなど避難所での作業は、男女共同で行いましょう。

知られています。

大災害時には、女性や子供が被害に遭いやすい  
避難生活が長く続くと、将来への不安やストレスなどから、トラブルが起りやすくなります。

傷害事件や貴重品の盗難のほか、わいせつ行為等の性的犯罪なども発生するおそれがあり、女性や子供(男児を含む)の方が、成人男性に比べて被害に遭いやすいことが国際的に知られています。

## ～知っておこう！～

## ～それでも被害に遭ったら～

- ・ 直接もしくは避難所の相談員などを通じて警察に通報
- ・ 緊急事案は、その場で110番！

万が一被害に遭ってしまったら、更なる犯罪をうまないためにも、すぐに警察に通報し、被害を届け出ましょう。安全な場所でお聞きします。

どうしても通報しにくい場合は、避難所相談窓口の相談員、女性相談センターの相談員などを通じて通報してください。

消されまよう、是非、ご活用ください。

避難生活での不安が少しでも解消されまよう、是非、ご活用ください。

このたび、被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。警察では、過去の災害で被災者から寄せられた多くの要望や意見を受け止めるとともに、みなさまが避難生活において、更なる犯罪等に巻き込まれることがないよう、この「赤のまもり」(女性、子供の防災防犯に特化したマニュアル)を作成しました。

避難生活が長く続くと、将来への不安やストレスなどから、トラブルが起りやすくなります。

## ～被災地のみなさまへ～

## ～DV・ストーカー被害者の方へ～

- ・ 避難者名簿の記載に注意
- ・ 警察に居場所を伝えておこう
- ・ 未相談の方は必ず警察に相談を！

避難者名簿は、相手方の目に触れる可能性も考えて、記載には注意してください。記載する場合は、名簿に安否確認時の個人情報開示の同意、不同意について記載しましょう。

DV・ストーカー事案は急展開し、凶悪犯罪に至る可能性があります。まず警察に相談し、居場所を伝えて助言に従ってください。

# 防災防犯マニュアル ～青のまもり～

# 防災女子

安心できる環境  
で話を聞いてあげ  
てください。

◆管轄警察署

電話番号：

・ **DV・ストーカーについて**  
避難所名簿の取扱いに注意する  
ほか、管轄警察署にも相談するよう  
に促し、所在等を伝えておくことを  
教示しましょう。

③

②

大災害時には女性や子供が性犯罪  
を含む暴力被害に遭いやすいことが  
国際的に知られています。  
また、避難所の運営は大半が男性  
で、女性は炊き出し等を担当させら  
れるなど、性別で役割が決められる  
ことが多く、避難所環境や物資の配  
布等についても、女性や子供の要望  
があまり反映されていませんでした。

- ・ 女性や子供への暴力が増加
- ・ 女性や子供の意見が反映されず
- ・ 性別での役割分担があつた

～ 聞こえ！みんなの声～

①

～ 意見を集めよう！～

- ・ 多角的なニーズを反映
- ・ 相談窓口の設置

避難所運営には被災者の多様性を  
考慮することが重要です。高齢者や  
妊婦さん等の要援護者からの意見も  
取り入れ安全で安心な避難所作りを  
しましょう(「リフト票」や「アゲート」の  
活用、外国語表記の配慮も)。

また、男女共同参画センターや民  
間支援団体と連携し、相談員に女性  
を起用した窓口を設置しましょう。  
犯罪に至る前での問題解決に心掛  
けましょう。

～ 防ごう！～

- ・ 避難者名簿の確実な作成、管理
- ・ 部外者はまず受付、識別を
- ・ 避難所周辺の危険箇所の把握

避難者名簿に、安否確認時の個人  
情報開示の同意、不同意について記  
載してもらいましょう。  
部外者はまず受付してもらい、腕  
章などで識別できるようにして、不  
審者侵入を防止しましょう。  
また、避難所に入っている方々で  
周辺を回り、危険な箇所を把握して  
おきましょう。

～ 避難所運営のみなさまへ～

～ ！ 作ろう～

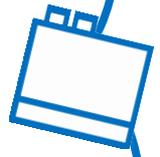
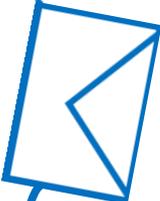
- ・ 避難所ルールを作つていこう
- ・ 女性運営者を複数登録しよう
- ・ 女性専用トイレ(子供も使用)や  
専用スペースを作ろう

問題が生じたら、皆で検討し、ル  
ールを作つていきましょう。  
多角的な視点を取り入れるため  
女性運営者を登録し、女性が提案し  
やすい環境を作りましょう。  
明るく死角のない所への女性用  
トイレの配置、異性の目線が気に  
ならない場所への物干し場、授乳  
室、女性のみ世帯用スペースの  
設置など、犯罪が起きにくい環境  
づくりを心掛けましょう。

～ 相談を受けたら？～

- ・ 性犯罪や窃盗などの犯罪について  
管轄警察署に通報しましょう。  
また、緊急事案は110番通報し  
てください。

このたび、被災されたみなさまに  
は、心よりお見舞い申し上げます。  
警察では、大災害時の避難所生活に  
おいて、被害に遭いやすい女性や子供  
を守ることをはじめ、被災された多く  
の方が犯罪等のトラブルに巻き込ま  
れることのないよう、この防災防犯マ  
ニュアル「青のまもり」(避難所運営者  
用)を作りました。  
被災されたみなさまが、少しでも安  
心して生活できる避難所運営のため、  
是非、ご活用ください。



# 多様な性について考えよう！

## ～性的指向と性自認～

あなたは「LGBT (エル・ジー・ビー・ティー)」という言葉を知っていますか？  
次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもあります。この機会に多様な性について考えてみましょう。

(Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります)

監修 宝塚大学看護学部 教授 日高 庸晴

### 性的指向 Sexual Orientation

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。  
これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。



**Lesbian** レズビアン  
女性の同性愛者 (心の性が女性で恋愛対象も女性)



**Gay** ゲイ  
男性の同性愛者 (心の性が男性で恋愛対象も男性)



**Bisexual** バイセクシュアル  
両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている)



### 性自認 Gender Identity

性自認 (性の自己認識) とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。  
多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。



**Transgender** トランスジェンダー  
「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。



わたしは  
男と女の  
真ん中あたり  
にいます



わたしは  
男でも  
女でもない  
と思っています



わたしは男か女か  
決められないし  
決めたくないです



わたしは  
男と女  
どちらも自分だと  
思っています



※性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) には、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。

### 質問 こんな場面をどう思いますか？



Sayakaさんの問いかけに対し、何か感じることはありませんか？

- A 特に違和感はありません
- B いきなり彼氏のことを聞くのは失礼だと思う
- C 「恋人=彼氏」って決めつけていいの？

解説は裏面

## 恋愛対象は異性だけとは限りません。

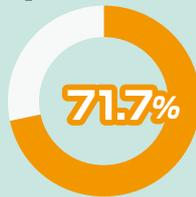
あなたは男性が好きですか？  
 女性が好きですか？  
 それとも好きになる人の性別にはこだわりませんか？  
 女性の恋人は「彼氏」、男性の恋人は「彼女」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。  
 あるいは、男性にも女性にも恋愛感情を抱かない人もいます。  
 性はとても多様なのです。



### LGBT 当事者の意識調査（2016年7月15日～10月31日実施）

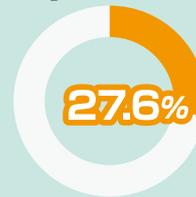
#### 【職場や学校での差別的発言】

15,064人のうち、職場や学校で差別的発言を聞いたことのある当事者は71.7%



#### 【職場や学校でのカミングアウト】

15,064人のうち、職場や学校でカミングアウトしている当事者は27.6%



出典 日高庸晴 宝塚大学看護学部教授 「LGBT当事者の意識調査 -いじめ・職場環境問題-」

### 性的少数者に対する偏見や差別の例

- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などからかう
- 「どこかおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などとうわさ話をする
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露する（アウトティング）



こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすためには、異性愛など世の中の多数を占める人の意識や社会のあり方を見直す必要があります。第1ステップは、多様な性について知る。第2ステップは、習慣・常識を変える。第3ステップは、理解者を増やす。  
 あなたの行動が社会をよりよく変えるきっかけとなります。

誰もが自分の性を尊重され、  
 「自分らしく」生きられる社会へ。



ひとりで悩まず相談しよう！

みんなの人権  
 110番



ゼロゼロみんなのひやくとおぼん  
**0570-003-110**

相談窓口時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

## 災害用トイレの特徴と留意点

携帯トイレ	
特徴	断水や排水不可となった洋式便器等に設置して使用する、し尿をためるための袋を指します。プライバシーを守る空間があればどこでも使用可能です。吸水シートタイプやタブレット状、粉末状で水分を凝固安定化させます。
留意点	使用すればするほどゴミの量が増えるため、保管場所、臭気、回収・処分方法の検討が必要です。

簡易トイレ	
特徴	移設可能な便座部分を備えたし尿をためるタイプや機械的にラップするタイプなどがあります。し尿を溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがあります。
留意点	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要です。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要です。

仮設トイレ	
特徴	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。また、保管時の場所を取らないよう、コンパクトに分割収納できる組立式タイプもあります。最近は簡易水洗タイプ（1回あたり200cc程度）が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑えられる機能を持っています。
留意点	ボックス型は、保管場所の確保が課題となります。現在の多くは和式タイプで、便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっています。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内にためられた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となります。

マンホールトイレ	
特徴	事前に整備された下水道管路や貯留槽にあるマンホールの上に、備蓄した便座や上屋を設け、トイレ機能を確保するものです。し尿を流下・貯留させることができるため、衛生的で日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できます。また、入口の段差を最小限にすることができるため要配慮者が使用しやすく、パネル型・テント型などがあり、平常時はコンパクトに収納できます。
留意点	迅速に使用するために、マンホール蓋の開閉方法、便座や上屋の組立方法等を事前に確認することが望ましいです。屋外に設置するため、雨風に強いことやしっかりと固定できることが求められます。プライバシー対策や防犯対策を行う上で、設置場所を十分に考慮する必要があります。

自己処理型トイレ	
特徴	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、オガクズやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがあります。
留意点	処理水の循環やばっ気、攪拌・保温、乾燥等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理も必要です。

車載トイレ	
特徴	軽トラックに積載出来る（道路交通法を遵守した）タイプのトイレで、道路工事現場など、移動が必要な場所等で使用します。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便秘器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択ができます。
留意点	トイレと合わせて軽トラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となります。

災害対応型便器	
特徴	災害対応便器には断水時等に貯留型（くみ取り式）に切りかえられる便器や水を使わない無水小便器があります。その他のものとしては、地下備蓄槽（便槽）に収納してあるトイレユニットを組み立てて大規模便槽型の仮設トイレとして使用するものがあります。
留意点	地下貯留槽にし尿を溜める場合、汲取り、もしくはポンプで下水道に移送することが必要で、地下貯留槽の清掃方法や水洗トイレへの復旧方法の確認が必要です。設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要です。

衛生関連製品	
特徴	感染予防を目的とした製品や、臭気、個人防護具、清掃用品、衛生教育ツールなどがあります。 災害用トイレとセットで備えておくものが主になります。

## <資料編③> トイレを衛生的に保つ方法

衛生環境の維持にはトイレの清掃が重要である。清掃には作業者の安全・衛生を確保し、他者への感染を防止することが不可欠となる。そのためには以下の配慮が必要となる。

- ① 清掃はトイレの使用を開始した直後から必要になるため、あらかじめトイレ清掃関連用具を備蓄しておく
- ② トイレ清掃は当番制とするなど組織的に行う
- ③ 清掃方法を掲示する
- ④ 清掃する時間や頻度、清掃方法等を決める
- ⑤ トイレ使用方法や清掃方法等のルールを貼り出す
- ⑥ トイレ清掃後の手洗いを徹底する

### (1) トイレ掃除のために事前に準備しておくもの

トイレの掃除を行うにあたり、接触・飛沫感染対策としての装備、衛生関連用品、掃除道具などが必要となる。以下に準備しておくものの例を示す。

#### ① 接触・飛沫感染対策のための装備(例)

準備するもの	備考
<p>マスク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サージカルマスク(病気予防用のもの。本来定義は手術場で使用されるものを指す)が望ましい</li> <li>✓ 使用の度に交換できるディスポーザブルタイプ(使い捨て)が望ましい (理由:衛生面を考慮し口腔からの感染防止等のため 等)</li> </ul>
<p>手袋</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 衛生面を考慮しディスポーザブルタイプ(使い捨て)がよい</li> <li>✓ ディスポーザブルタイプ(使い捨て)は使用期限が短いものもあるので注意する (理由:期限切れの製品は破けるなどの危険性があるため)</li> </ul>

準備するもの	備考
作業着	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 着衣が汚れないようにする点では簡易な雨合羽でもよい</li> <li>✓ 使用後は確実に洗うか他のものと分けること</li> </ul>
履物	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 室内トイレ用と屋外トイレ作業用を分ける</li> <li>✓ 防水タイプが好ましい</li> </ul>

## ② 衛生関連用品(例)

準備するもの	備考
手指消毒液 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アルコール消毒剤等を手洗い後に利用する</li> <li>✓ アルコールはノロウイルスには効果が無いが、他の感染源予防の観点から消毒を行った方がよい</li> </ul> <p>(参考)エタノール水溶液の pH を下げることで、ノロウイルスにも効果が期待できる製品もあるため、詳細は製品表示または製造元に確認しておくこと</p>
ハンドソープ	✓ 殺菌・消毒作用のあるものが望ましい
うがい薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 殺菌・消毒・洗浄の観点から製品を選択する</li> </ul> <p>(理由: 製品により単に抗炎症作用のみのものから、幅広い殺菌作用が期待されるものまで、効果が大きく異なるため)</p>
ウェットティッシュ	✓ 大判のもので体を清拭できるものもある

## ③ 掃除道具(例)

準備するもの	備考(容器には中身と使用個所を表記)
塩素系漂白剤 	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 家庭用塩素系漂白剤は次亜塩素酸ソーダ濃度 4~6%である</li> <li>✓ 次亜塩素酸ソーダは不安定なため、使用期限に注意する</li> <li>✓ 用途により原液を希釈して使用               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 便の付着など汚れが強いもの: 50 倍希釈</li> <li>ii. 便座やドアノブなど通常の汚れ: 250 倍希釈</li> </ul> </li> </ul>
水	✓ 清掃、除菌洗浄液希釈、手洗いに用いる
バケツ	✓ 除菌洗浄水用とモップ洗い用を別々に用意する
ペーパータオル・新聞紙	✓ 汚れの除去、汚れ防止の敷物として利用する
ビニール袋	✓ ごみ袋用、清掃用具持ち運び用として用いる
ホウキ・チリトリ	✓ モップ等での水拭き前に、主に乾式の床に使用する

準備するもの	備考(容器には中身と使用個所を表記)
モップ	✓ 床の水拭き用、壁面用等に用いる
雑巾	✓ 多めにあるとよい
ブラシ	✓ 床用と便器用に用いる

#### ④ 関連備品(例)

準備するもの	備考
トイレットペーパー	✓ 通常の使用以外に掃除にも用いる
消臭剤	✓ 掃除後にトイレ室内に設置する
防虫・除虫剤	✓ 蚊・ハエ等の対策として設置する
ペーパー分別ボックス	✓ 配管の詰まりを防止するため、大きめのものを準備する ※紙製の場合は、床面からの水を防ぐための対策が必要
サニタリーボックス	✓ 蓋付きの大きめの箱を準備する
備品置き台	✓ トイレの床に直に置くことでの汚染を防ぐ

参考：特定非営利活動法人日本トイレ研究所  
「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト（基礎編）」2015

## (2) 衛生面に配慮したトイレ清掃フロー案

トイレ掃除や管理に必要なものを準備するだけでなく、衛生面に配慮されたトイレ環境を実現するには一定のルールに沿ったトイレ掃除が必要になる。以下に、一般的なトイレの清掃フローを示すが、本内容はマンホールトイレにも応用が利く形の内容に更新した。

方法		内容
1	装備品を着用	マスク、手袋などを着用し、可能であれば作業着なども着用する。 自身の手指の傷等からの感染に注意する。
2	除菌洗浄水と清掃用水(水道水)の用意 (ドア・窓を開放し、風通しをよくする)	きれいなバケツに除菌洗浄水をつくる(塩素濃度 0.1%とする)。 手すり等、手が触れる場所も除菌する。 (バケツなどの使い分けが必要な道具は、マジック等で容器に用途を記載する。容器の色や形を変えることも、間違いを防ぐことにつながる)
3	汚物の除去	室内の備品を取り出し、汚物があればペーパータオルや新聞紙等で汚染面を広げないように拭きとる。拭きとった後は、除菌する。
4	拭き掃除と掃き掃除	高い所から順に、壁面などを除菌洗浄水で濡らした雑巾等で拭き掃除する。 (除菌洗浄水が汚れると効力が落ちるため、すすぎは清掃用水を使用する) 床面に土や砂がある場合、ほこりが立たないように掃き掃除をする。
5	個室内の掃除 (パネル等)	汚れの小さい順に噴霧用スプレー等で除菌洗浄水を散布しながら雑巾(除菌洗浄水に浸して絞った雑巾)で拭く。
6	便器の内側の清掃	簡易水洗式の場合、塩素系洗剤を便器の内側に向け、数分後に水で流す。 必要に応じてクレンザーまたはメラミンスポンジを使用する。
7	手で触れる部分の除菌	新しい雑巾で、除菌洗浄水を散布しながら、ノブ、手すり、ペーパーホルダーなどを拭く。(十分に換気する)。
8	道具の片付け	清掃用具を再び使用する場合は、衛生・安全のため洗浄後に消毒する。 ディスプレイブルタイプ(使い捨て)の手袋を外す際は、外側が内側になるようにする。



方法		内容
9	備品の設置・補充	<p>トイレットペーパー、消臭剤を設置する。</p>  
10	手洗い、手指の消毒、うがいの実施	<p>ハンドソープ等で手を洗う。必要に応じて手洗い後にアルコール消毒液等を使用する。指先、指の間、親指の周り、手首等は汚れが残りやすいので注意する。</p> <p>水がない場合は、ウェットタオルやアルコール消毒液等を使用。</p> <p>うがい薬等でうがいをする。</p>
11	その他	<p>水が十分になく足元の清掃が難しい場合は、新聞紙を敷き、汚れたら取り換える。</p>

引用：特定非営利活動法人日本トイレ研究所  
「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト（基礎編）」2015

### （参考）有効塩素濃度 5% の場合の 0.1% 希釈方法

水の量	除菌洗浄液
1 L	20 mL
2L	40 mL
3 L	60 mL
5 L	100 mL
10 L	200 mL

有効塩素濃度 A % と表記されている場合、0.1 % 希釈液を  
10 L 作るのに必要な除菌洗浄液量の算出方法

$$\text{除菌洗浄液量 mL} = 1 / 1,000 \times 10,000 \text{ mL} \times 100 / A$$

# 育児・介護・介助・女性関連物資の要望についてのアンケート

- \* 今回のアンケートは（全体の要望を把握するため／個人にお届けするため）です
- \* 必要な項目、お答えいただける項目のみお書き下さい。個人にお届けするために配布している場合のみ、お住まいの場所・氏名が必要となります
- \* 主に女性や要配慮当事者や家族の方に回答いただくことを重視しています

枠の中の番号に○を付けるか、( )の中に具体的にお書きください。希望に添えないこともあります

Q1.年齢 1.10代 2.20代 3.30代 4.40代 5.50代 6.60代 7.70代 8.80代以上

Q2.性別 1.女性 2.男性 3.その他

Q3. お名前( )

Q4.避難場所 1.自宅 2.避難所 3.その他 (住所か避難所名)

Q5. 物資面で必要、もしくは足りていないものは何ですか？

1.介護用オムツ (SS S M L LL 3L ほか( ))

2.尿取りパット (女性用 男性用 ほか( ))

3.介護用衣類 (具体的に ( ))

4.介護食 (おかゆ とろみ食 その他 (具体的に ( ))

5.ポータブルトイレ 6.その他の介護・介助用品 (具体的に ( ))

7.おしり拭き 8.おんぶ紐 9.哺乳瓶・消毒剤等 (具体的に ( ))

10.乳幼児用オムツ (サイズ ( ))

11.粉ミルク (メーカー・アレルギー対応など ( ))

12.ベビーフード (メーカー・アレルギー対応など ( ))

13.乳幼児用下着・衣類 (具体的に ( ))

14.その他の育児用品 (具体的に ( )) 15.妊婦用下着・衣類 (具体的に ( ))

16.女性用下着

17.肌着 (半袖) (S M L LL ( )) 18.タンクトップ (S M L LL ( ))

19.ショーツ (S M L LL ( )) 20.ブラジャー (サイズ 例:B・75 ( ))

21.スポーツタイプのブラジャー (S M L LL ( ))

22.その他の女性用下着 (具体的に ( ))

23.女性用衛生用品

24.生理用ナプキン (具体的に ( )) 25.タンポン

26.おりものシート 27.サニタリーショーツ (S M L LL ( ))

28.その他の女性用衛生用品 (具体的に ( ))

29.その他、化粧品などをふくむ女性用品 (具体的に ( ))

30.子供用品

31.下着 (種類・サイズ ( ))

32.肌着 (種類・サイズ ( ))

33.その他の子供用品 (具体的に ( ))

Q6.障害、慢性疾患、難病、アレルギー、文化、宗教、性別などに関連した悩み・要望

(具体的に ( ))

Q7.配慮が必要な家族の有無 (回答者本人を含む)

例：要介護の高齢者・障害者・慢性疾患・精神疾患・ひとり親家庭など

(具体的に ( ))



## (10) 「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」の紹介

被災地支援のためにアクションを起こしたい佐賀県民または同県に所縁のある方が、それぞれに活動をし、その情報交換や協力をするために集った「想いのプラットフォーム」です。県内外への被災地域へ、人・もの・お金を仲介する活動を行っています。令和元年佐賀豪雨では、県内の様々な被災地域で自治体や社協等と協同して活動しました。（2019年10月9日現在 36団体）



### □ 方向性

1. 被災地で活動する団体、行政機関等の後方支援
2. つながりのある現地の団体への支援活動内容

### 【災害時】

「ヒト」「もの」「カネ」「情報」等資源の支援を現地と調整しながら可能な限り行う

1. 緊急支援：被災地への物資支援・ボランティア派遣等
2. 復興支援：被災地への物資支援・ボランティア派遣、募金活動等被災地以外における活動
3. 自立支援：基金設立・団体サポート等
4. その他、段階に応じて必要な支援

### 【平時の活動】

- ・ 定例会：災害救援・被災地支援に係る多様な主体より講師を招聘し勉強会を実施
- ・ 学生（特に大学生）との連携及びネットワーク化（大学等教育機関と協議）
- ・ 佐賀県内各地域（東部地区、西部地区）における拠点づくり
- ・ 気象庁・消防局等災害救援・被災地支援に係る専門家とのつながり
- ・ 佐賀県・社会福祉協議会・佐賀県民災害ボランティアセンターとの意見交換
- ・ 災害マニュアル作成（完成後は定期的に読み合わせを実施）

### □ 問合せ「認定 NPO 法人日本レスキュー協会佐賀県支部内」

TEL：0952-26-3988（担当：原田）

※賛同し、共に活動をしてくれる団体の方々からのご連絡をお待ちしています。

## (11) 佐賀県地域防災計画

(H31.3.22修正版) より男女共同参画に関する記述の抜粋 (一部)

(第1編総則第1章総則第5節)

- ・推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(第2編風水害対策第2章第1節第2項公共施設、交通施設等の整備)

- ・国、県、県警察、市町、消防機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

(第2編第2章第2節第7項避難及び情報提供活動)

- ・市町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

(第2編第2章第3節第1項防災思想・知識の普及)

- ・防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(第2編第3章第14節第5項指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営)

- ・男女双方の視点等への配慮

市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(第2編第3章第18節食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画)

- ・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(第2編第3章第27節第1項帰宅困難者対策)

- ・一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

(第2編第4章第1節第1項復旧・復興に係る基本方向の決定)

- ・復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。県は、市町からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

## 6 多様性に配慮した避難所運営のための参考情報

- (1) 妊産婦を守る情報共有マニュアル@避難所（一般・避難所運営者向け）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000121619.pdf>
- (2) 赤ちゃん防災プロジェクト ～JAPAN PROTECT BABY IN DISASTER PROJECT～ 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き  
<https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/aec041f33071d6c0a7b768074eb34cf966e0cc.pdf>
- (3) 避難所等で生活する障害者への配慮事項等について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000334342.pdf>
- (4) 避難所での認知症の人と家族支援ガイド  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000351459.pdf>
- (5) 視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000123598.pdf>
- (6) 災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット  
[https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai\\_pamphlet.pdf](https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet.pdf)
- (7) 災害時のこころのケア  
[http://www.jrc.or.jp/vcms\\_lf/care2.pdf](http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/care2.pdf)
- (8) にじいろ防災ガイド  
[https://www.outrightinternational.org/sites/default/files/Rainbow\\_DRRM\\_Guide\\_0.pdf](https://www.outrightinternational.org/sites/default/files/Rainbow_DRRM_Guide_0.pdf)  
※「セクシュアルマイノリティ」の人々の困りごとや対応策をコンパクトにまとめている。
- (9) 東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書  
<http://risetogetherjp.org/?p=4879>
- (10) （公財）佐賀県国際交流協会  
<https://www.spira.or.jp/guide-a-living/>  
※外国人住民の防災及び災害時の支援について、情報提供を行っています。
- (11) 災害時栄養・食生活支援ハンドブック（佐賀県）  
[https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368617/3\\_68617\\_139757\\_up\\_kxnylt5p.pdf](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00368617/3_68617_139757_up_kxnylt5p.pdf)  
※災害時の栄養・食生活支援活動で活用できる様式や掲示物等がまとめられている。

## 7 避難所の感染症対策のための参考情報

- (1) 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック

<http://jvoad.jp/wp-content/uploads/2020/06/5a06198f7ed43dc4d5d3d57f86dc6032.pdf>

- (2) 動画で学ぶ新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント

<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

- (3) 新型コロナウイルス感染症についての自治体・医療機関・福祉施設向け情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html>

※ 啓発資料・リーフレット・動画など、自由にダウンロードして活用できます。

## 8 引用・参考文献

### 第Ⅰ章

減災と男女共同参画 研修推進センター『男女共同参画・多様性配慮の視点で学ぶ防災ワークブック』（平成 27 年 3 月）

熊本市男女共同参画センターはあもにい『今だから言える私は、こんな支援が欲しかった！熊本地震を経験した『育児中の女性』へのアンケート報告書』（平成 30 年 3 月）

### 第Ⅱ章

佐賀県防災会議『佐賀県地域防災計画』（平成 31 年 3 月 22 日修正版）

内閣府『避難所運営ガイドライン』（平成 28 年 4 月）

佐賀県、佐賀県災害時要援護者対策検討会議『避難所マニュアル策定指針』（平成 17 年 2 月）

佐賀県、佐賀県災害時要援護者対策検討会議『避難所運営マニュアル作成モデル』（平成 17 年 2 月）

減災と男女共同参画 研修推進センター 前掲

東日本大震災女性支援ネットワーク『こんな支援がほしかった！現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集』（平成 24 年 5 月）

熊本市男女共同参画センターはあもにい 前掲

岩手レインボー・ネットワーク『にじいろ防災ガイド』（平成 28 年 3 月）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部『マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン』（平成 28 年 3 月）

佐賀県鹿島市環境下水道課作成資料

D P I 女性障害者ネットワーク『避難所などでの障害がある人への基礎的な対応 あなたのまわりにこんな方がいたら』（平成 23 年 4 月）

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター『避難所を支援した 621 事例から作った避難所での認知症の人と家族支援ガイド』（2013 年 3 月）

東京都『被災女性への調査に基づく『妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン』』（平成19年3月）

内閣府男女共同参画局『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集』（平成25年5月）

厚生労働省『避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン』（平成23年6月）  
内閣府（防災担当）『地区防災計画モデル事業報告—平成26～28年度の成果と課題—』（平成29年3月）

消防庁『自主防災組織の手引—コミュニティと安心・安全なまちづくり—』（平成29年3月）

内閣府男女共同参画局『男女共同参画の視点からの防災研修』（平成28年6月）

内閣府男女共同参画局『平成24年版男女共同参画白書』（平成24年6月）

静岡県危機管理部危機情報課『避難所マニュアル』（平成30年3月）

### 第Ⅲ章

佐賀県防災会議 前掲

内閣府 前掲

佐賀県、佐賀県災害時要援護者対策検討会議 前掲

減災と男女共同参画 研修推進センター 前掲

東日本大震災女性支援ネットワーク 前掲

熊本市男女共同参画センターはあもにい 前掲

内閣府男女共同参画局 前掲

### 第Ⅴ章

内閣府男女共同参画局 前掲

熊本市男女共同参画センターはあもにい 前掲

減災と男女共同参画 研修推進センター 前掲

東日本大震災女性支援ネットワーク 前掲

佐賀県防災会議 前掲

熊本市『大規模災害から命と暮らしを守るための熊本市避難所開設・運営マニュアル—様式集—』  
（平成30年5月改訂）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部 前掲

特定非営利活動法人日本トイレ研究所『災害用トイレ普及・推進プロジェクト災害対策トイレ情報ガイド2019』（2019年11月）

令和元年度男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営マニュアル作成委員会委員

(敬称略)

NO.	氏名	職名
1	池田 恵子	静岡大学教育学部・同防災総合センター教授 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
2	泉 万里江	佐賀女子短期大学地(知)の拠点大学による地方創生推進事業コーディネーター、佐賀災害支援プラットフォーム委員
3	大村 綾	西九州大学短期大学部幼児保育学科講師
4	谷口 繁美	佐賀県女性防火クラブ連絡協議会会長 唐津市地域婦人連絡協議会会長
5	健崎 まひろ	佐賀 LGBT 支援団体 AO*AQUA スタッフ 佐賀大学 LGBTQ+サークル CARASS 代表
6	一丸 尋史	佐賀県政策部消防防災課災害対策・国民保護担当係長
7	北御門 織絵	佐賀県地域交流部国際課多文化社会コーディネーター
8	市丸 竜也	佐賀県健康福祉部福祉課地域福祉担当係長
9	南雲 千寿	佐賀市市民生活部人権・同和政策・男女参画課男女共同参画室副室長
10	古谷 憲一	佐賀市保健福祉部保険年金課保険企画係係長
11	江頭 るり子	佐賀市立赤松公民館主事
12	犬走 好孝	武雄市総務部防災危機管理課防災係係長
13	田栗 紀久子	武雄市総務部男女参画課男女参画係係長
14	今村 一郎	鹿島市古枝公民館（古枝地区振興会）主任主事
15	竹下 慧甫	吉野ヶ里町総務課交通防災係主任主事
16	八谷 恵美香	吉野ヶ里町財政協働課広報協働係係長（2019年7月より）
	多良 浩子	吉野ヶ里町総務課総務人事係主任主事（2019年6月まで）
17	上野 景三	アバンセ事業統括、佐賀大学大学院学校教育学研究科教授

## 男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き

(令和2年3月 初版／令和5年3月 第5版)

発行：  **佐賀県**  
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

制作：佐賀県立男女共同参画センター

問合せ先：佐賀県立男女共同参画センター 

〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11

電話 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591

E-mail [danjo@avance.or.jp](mailto:danjo@avance.or.jp) URL <https://www.avance.or.jp/>